

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第3回 総務企画専門委員会



いちご一会とちぎ国体
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

日時 令和2年9月1日（火）午後1時30分～

会場 下野市役所庁舎3階 304会議室

目 次

■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総務企画専門委員会

(1) 報告事項	・・・	1
報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市総務企画専門委員会委員の変更	・・・	2
報告第2号 鹿児島国体の延期等について	・・・	3
報告第3号 いちご一会とちぎ国体下野市協賛募集について	・・・	4
報告第4号 いちご一会とちぎ国体下野市ボランティア募集について	・・・	10
(2) 審議事項	・・・	23
審議第1号 いちご一会とちぎ国体 下野市大会運営ガイドライン(案)	・・・	24
審議第2号 いちご一会とちぎ国体 下野市識別用品整備要項(案)	・・・	43
審議第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市支給物品等配布要項(案)	・・・	45
審議第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市遺失物・拾得物取扱要項(案)	・・・	46
審議第5号 いちご一会とちぎ国体 下野市保険加入要項(案)	・・・	60
審議第6号 いちご一会とちぎ国体 下野市観光・おもてなし実施要項(案)	・・・	63
審議第7号 いちご一会とちぎ国体 下野市歓迎装飾実施要項(案)	・・・	64
審議第8号 いちご一会とちぎ国体 下野市案内所設置要項(案)	・・・	65
審議第9号 いちご一会とちぎ国体 下野市休憩所等設置要項(案)	・・・	67
審議第10号 いちご一会とちぎ国体 下野市売店設置運営要項(案)	・・・	68
審議第11号 いちご一会とちぎ国体 下野市開催競技会場等設計(案)	・・・	別紙
◆ 参考資料	・・・	83
○いちご一会とちぎ国体開催準備経過について		
○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則		
○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から常任委員会への委任事項		
○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員名簿		
○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与名簿		
○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員名簿		
○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程		
○いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会各専門委員会委員名簿		
○いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画		
○いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】		

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

第3回 総務企画専門委員会

次 第

日時 令和2年9月1日(火)

午後1時30分～

場所 市庁舎3階 304会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第3回 総務企画専門委員会

(1) 報告事項

- 報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市競技式典専門委員会委員の変更
- 報告第2号 現時点での国体を取り巻く状況について
- 報告第3号 いちご一会とちぎ国体下野市協賛募集について
- 報告第4号 いちご一会とちぎ国体下野市ボランティア募集について

(2) 審議事項

- 審議第1号 いちご一会とちぎ国体 下野市大会運営ガイドライン(案)
- 審議第2号 いちご一会とちぎ国体 下野市識別用品整備要項(案)
- 審議第3号 いちご一会とちぎ国体 下野市支給物品等配布要項(案)
- 審議第4号 いちご一会とちぎ国体 下野市遺失物・拾得物取扱要項(案)
- 審議第5号 いちご一会とちぎ国体 下野市保険加入要項(案)
- 審議第6号 いちご一会とちぎ国体 下野市観光・おもてなし実施要項(案)
- 審議第7号 いちご一会とちぎ国体 下野市歓迎装飾実施要項(案)
- 審議第8号 いちご一会とちぎ国体 下野市案内所設置要項(案)
- 審議第9号 いちご一会とちぎ国体 下野市休憩所等設置要項(案)
- 審議第10号 いちご一会とちぎ国体 下野市売店設置運営要項(案)
- 審議第11号 いちご一会とちぎ国体 下野市競技会場等設計(案)

(3) その他

4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 総務企画専門委員会

報 告 事 項



報告第1号

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総務企画専門委員会委員の変更

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、令和2年2月5日から令和2年9月1日までの間におけるいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総務企画専門委員会委員の変更について、次のとおり報告する。

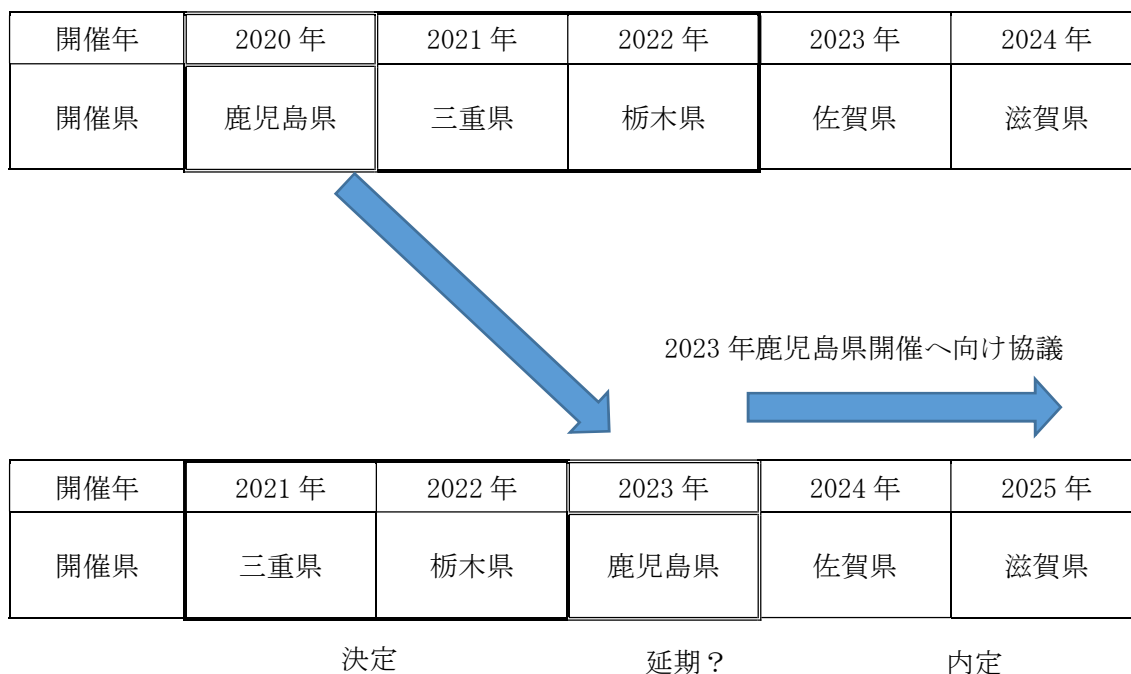
専門委員（8名）

（敬称略）

機関・団体名	後任者	前任者
栃木県立石橋高等学校	教頭 小林 崇弘	石原 直和
学校法人自治医科大学	総務部長 藤田 康幸	前 健一
一般社団法人下野市観光協会	事務局長 山内 隆匡	川嶋 恵美子
総合政策部市民協働推進課	課長 根本 宣明	野口 範雄
健康福祉部社会福祉課	課長 木村 一枝	所 光子
健康福祉部高齢福祉課	課長 長塚 章	瀬下 忠司
産業振興部農政課	課長 野口 範雄	清水 光則
教育委員会事務教局生涯学習文化課	課長 篠崎 正代	手塚 芳子

報告第2号

鹿児島国体の延期等について



今年度開催予定の鹿児島国体は、新型コロナウイルス感染拡大により、延期が決定されたものの、延期の時期については、現在も未決定である。

新聞等報道によると、鹿児島国体の開催時期決定に関して、鹿児島県知事が佐賀県知事へ2023年鹿児島国体開催への協力を要請。佐賀県の山口知事は1年遅れの2024年開催について検討していく考えを示しているとのこと。

国体については、2021年三重、2022年栃木開催は決定されており、2023年佐賀、2024年滋賀が内定されている状況。また、全国2巡目を終える2033年鳥取開催までは内々定している。

公益財団法人日本スポーツ協会においては、2021年三重を予定通り開催していくことを発表しているが、鹿児島国体の延期時期が正式に決定していない状況のため、栃木国体への影響も現時点では不明である。

三重国体リハーサル大会について

- ・第25回ジャパンオープンハンドボールトーナメント（R2.7.11～7.14予定）
- ・第56回全国社会人サッカー選手権大会（R2.10.16～10.21予定）

令和2年（2020年）に開催予定であった三重国体の競技別リハーサル大会は中止決定。



いちご一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



下野市実行委員会

協賛企業・団体 大募集

下野市で国体だ!!



いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会では、国体の趣旨に賛同し、物品等をご協賛いただける企業・団体を募集しています。ご協賛いただいた物品等は、国体 PR のための広報啓発活動や、令和3年に実施するリハースル大会及び令和4年の本大会にて活用させていただきます。

皆様の温かいご支援・ご協力をよろしくお願いたします。

お申込み
お問合せ

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局
(下野市教育委員会事務局スポーツ振興課 国体推進グループ)
〒329-0492 栃木県下野市笹原26

TEL 0285-32-8920
FAX 0285-32-8611
E-Mail : sports@city.shimotsuke.lg.jp



いちご一会とちぎ国体 下野市実行委員会 協賛のお願い



令和4年(2022年)に開催される「いちご一会とちぎ国体」は、栃木県では、昭和55年(1980年)に開催された「栃の葉国体」以来42年ぶりの開催となります。

下野市では、正式競技のサッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)が開催されます。

また、前年の令和3年(2021年)には、リハーサル大会として、ジャパンオープンハンドボールトーナメント(7月予定)、全国社会人サッカー選手権大会(10月予定)が、関係市町共催で開催される予定です。

下野市で開催される「いちご一会とちぎ国体」及び「リハーサル大会」を一層盛り上げていくため、広報啓発用品や、大会運営に必要な物品の提供などをご支援いただける企業・団体を募集しています。

ご協賛いただいた物品等は、多くの市民の皆様には競技会場に来ていただけるよう、また全国から本市を訪れる多くの選手・監督・役員等をはじめ、一般観覧者を温かくお迎えできるよう、市民運動や広報啓発活動、競技開催期間中に活用させていただくとともに、下野市実行委員会ホームページ等で広くご紹介させていただきます。

「いちご一会とちぎ国体」及び「リハーサル大会」を盛り上げ、成功に導くために、企業・団体の皆様には、この趣旨にご賛同いただき、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長(下野市長) 広瀬 寿雄

ご協賛いただいた物品等に企業名・団体名等を表示し、様々な広報啓発活動でそれら物品等を活用させていただくことにより、企業・団体イメージや知名度向上にお役立ていただくとともに、協賛者様のご意向に応じて、協賛基準に基づき、実行委員会ホームページ(令和2年度開設予定)にバナーの掲載や、協賛企業・団体として紹介させていただきます。

企業・団体イメージ・知名度向上に

協賛企業・団体

協賛

謝意

いちご一会とちぎ国体
下野市実行委員会
(本大会)(リハーサル大会)

効果

- ◆協賛物品等に企業・団体名を表示(事前に実行委員会と調整)
- ◆イメージアップ ◆知名度向上
- ◆社会貢献

用途

■大会の広報啓発、開催準備、運営に活用

ご協賛いただきたい物品等（例）

用途		品目
広報活動用	掲示物	のぼり旗、看板、横断幕、カウントダウンボード、バス・タクシー等への広告表示、ステッカー など
	配布物	ボールペン、ポケットティッシュ、クリアファイル、タオル、うちわ、メモ帳 など
	印刷物	ポスター、チラシ など
市民運動用	花いっぱい運動	プランター、花苗、培養土 など
	環境美化	軍手、タオル、ごみ袋 など
	競技観戦	スティックバルーン、折りたたみクッション、簡易レインコート、ボールペン など
歓迎装飾	市内装飾	のぼり旗、看板、横断幕、懸垂幕、商店街バナーフラッグ、ステッカー など
	競技会場	のぼり旗、看板、横断幕、懸垂幕、歓迎アーチ など
おもてなし用	競技会場	大会参加記念品、飲料水、食料品、特産品 など
開催準備用	実行委員会	資料用袋、自動車の貸与、事務用機器の貸与 など
大会運営用	物品・備品	スタッフジャンパー、帽子、ポロシャツ、Tシャツ、文房具、救護用品 など
	その他	会場周辺駐車場（賃借） など

協賛物品イメージ写真

* 物品等については、搬入・据付・撤去などに要する費用を含めた協賛をお願いします。



ウォールステッカー



自動車



スタッフジャンパー・帽子



応援グッズ



クリアフォルダー



簡易バック



軍手



ボールペン



横断幕

協賛者への謝意・協賛者名表示について

協賛者に対し感謝状等で謝意を表すとともに、実行委員会ホームページ等で協賛者名等を紹介させていただきます。

【謝意の表明】

協賛者	評価額（相当額）	謝意表明		贈呈者
企業・団体	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	30万円未満 10万円以上			副会長
	10万円未満	礼状	郵送又または持参	—

【協賛者名の掲載】

協賛者	評価額（相当額）	ホームページ	協賛物品等への表示	報告書等
企業・団体	30万円以上	協賛者バナー（予定） 協賛企業名や物品等掲載	掲載可能物品に 協賛者名を記載	協賛者名 掲載
	30万円未満 10万円以上			
	10万円未満	協賛企業名や物品等掲載		

協賛のメリットについて

協賛物品等への企業・団体名の表示、広報活動や社会貢献活動（商品や商品広告を除く）において、次のフレーズを無償で使用することができ、企業・団体のイメージや知名度向上につながります。

【使用可能なフレーズ例】

- 〇〇〇社は、第77回国民体育大会下野市開催競技を応援しています。
- 〇〇〇社は、いちご一会とちぎ国体下野市開催競技の協賛企業です。
- 〇〇〇社は、いちご一会とちぎ国体下野市開催サッカー競技会を応援しています。
- 〇〇〇社は、いちご一会とちぎ国体下野市開催ハンドボール競技会の協賛企業です。

【使用できない表現例】

- ×〇〇〇社は、第77回国民体育大会を応援しています。
 - ×〇〇〇社は、いちご一会とちぎ国体の協賛企業です。
- ※市町・競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できませんのでご注意ください。

企業協賛に対する税制措置

協賛物品等に要する費用については、広告費として損金算入が認められる場合があります。詳しくは管轄の税務署までお尋ねください。

注意事項

- (1) 協賛については、いちご一会とちぎ国体下野市協賛取扱要項、及びいちご一会とちぎ国体下野市協賛取扱基準に基づき実施します。(市ホームページ参照。)
- (2) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができます。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、別の方法により表示することとします。
- (3) 表示は、協賛者名、文字、イラスト等によるものとし、あらかじめ実行委員会と協議し、実行委員会の承認を必要としています。
- (4) 協賛物品等は、市場価格に換算して評価し、金額換算が困難である協賛内容については、別途協議いたします。
- (5) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施いたします。
- (6) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累計評価額により謝意を表すこととします。
- (7) 協賛者のご使用になるフリーズ等については、事前に実行委員会に内容確認のうえ、ご使用ください。

協賛募集期間

令和2年4月1日(水)から令和4年8月31日(水)まで

※状況により変更となる可能性があります。

協賛手続き(申込方法・受け入れまでの流れ)

1. 実行委員会へのご連絡

協賛のご意向がある旨を実行委員会にご連絡ください。

【ご連絡先】 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局

(下野市教育委員会事務局スポーツ振興課 国体推進グループ)

〒329-0492 下野市笹原 26 TEL : 0285-32-8920 FAX : 0285-32-8611

E-Mail : sports@city.shimotsuke.lg.jp

2. 打合せ

物品の選定・数量・表示・納品日等を打合せし、調整後に「協賛申込書」をご提出いただけます。

3. 受け入れ

協賛の受け入れを行い、受け入れ確認後、「協賛受領証明書」を交付いたします。

4. 謝意表明等

協賛者様のご意向、謝意実施基準等に基づき、謝意の表明等行います。

下野市開催競技 開催場所・開催日一覧



リハーサル大会 (2021年開催)

◆第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント



開催場所	開催日(予定)
下野市石橋体育センター	令和3年7月中旬

◆第57回全国社会人サッカー選手権大会



開催場所	開催日(予定)
大松山運動公園陸上競技場	令和3年10月中旬

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」(2022年開催)



競技名	開催場所	開催日
サッカー (少年男子)	大松山運動公園陸上競技場	令和4年10月2日(日)、 10月4日(火)、10月5日(水)
ハンドボール (全種別)	下野市石橋体育センター	令和4年10月6日(木) ~10月10日(月・祝)



デモンストレーションスポーツ (2022年開催)



競技名	開催場所	開催日
キンボールスポーツ	下野市石橋体育センター	国体開催までに1日開催(未定)

ご協賛いただける企業・団体の皆様

ご連絡お待ちしております。

いちご一会とちぎ国体
SHIMOTSUKE CITY
2022



いちご一会とちぎ国体

第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022



下野市ボランティア大募集

広報ボランティア

皆様のご応募
お待ちしております。



運営ボランティア

募集期間	～令和4年8月31日(水)まで
活動期間	広報ボランティア 登録日～本大会終了まで
	運営ボランティア ★リハーサル大会 ハンドボール 令和3年7月予定 サッカー 令和3年10月予定 ★本大会 令和4年10月1日～11日の間
	応募方法 応募用紙に必要事項を記入し事務局へ提出 *詳細は中のページをご覧ください。



お申込み お問合せ	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会事務局 (下野市教育委員会事務局スポーツ振興課 国体推進グループ) 〒329-0492 栃木県下野市笹原26	TEL 0285-32-8920 FAX 0285-32-8611 E-Mail : sports@city.shimotsuke.lg.jp
--------------	--	---

～活動内容～

広報ボランティア

国体開催を盛り上げるため、市内イベントなどで、様々なPR活動を行います。大会期間中多くの方に来場していただけるよう、メンバーでPRしましょう！！



運営ボランティア

リハーサル大会や本大会の期間中、選手・監督、大会役員、観客など多くの来場者を、おもてなしの心で温かくお迎えし、大会と一緒に盛り上げましょう！！

区分	主な活動内容（予定）
総合案内所	総合案内所等での案内、資料配布など
受付・会場案内	来場者の受付・案内、資料配布など
会場整理	競技会場の準備、観客誘導など
休憩所・弁当配布	ドリンクサービス、弁当の配布・回収など
駐車場整理	駐車場での交通整理・誘導など
環境美化	競技会場の美化・清掃、フランターの管理など
輸送交通	駅及びバス発着所等での案内・誘導など
その他	その他競技運営に関する活動



国体の成功にはみなさんの力が必要です。

一緒に国体を盛り上げましょう！！

応募要件

- (1) 原則として、下野市内に在住、在学または在勤している方。また、下野市に活動の拠点を有する団体。
- (2) 応募の時点で小学生以上の方。
 - ※1 小学生個人の活動時には、保護者の同伴が必要です。
 - ※2 小学生が所属する団体が活動する場合は、20歳以上の方の付き添いが必要です。
- (3) 応募の時点で18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。

申込方法

★「いちご一会とちぎ国体下野市ボランティア登録申込書」(様式第1号)に、必要事項を記入し、実行委員会事務局(スポーツ振興課)まで、持参、郵送、FAX、Eメールでお申し込みください。
ただし、保護者の同意が必要となる場合は、持参もしくは郵送に限らせていただきます。
★団体(2名以上のグループやご家族申込)での申し込みの場合は、「いちご一会とちぎ国体下野市ボランティア登録申込書」(様式第1号)と「下野市ボランティア団体登録用名簿」(様式第2号)の両方を提出してください。また、必要に応じて、「下野市ボランティア保護者同意書[団体用]」(様式第3号)を提出してください。

応募にあたって

- (1) 登録者の具体的な活動期間・活動内容については、登録後に行う希望調査等を参考に決定いたします。
- (2) ボランティア活動のほか、研修会等の参加に係る報酬は無償です。また交通費も自己負担となります。
- (3) 活動や研修においては、必要に応じて実行委員会にて障害保険等に参加いたします。
- (4) ボランティア識別用品(帽子・ユニフォーム等)や弁当等は必要に応じて支給いたします。
- (5) 活動中・研修中等の様子を撮影し、広報媒体に掲載する場合があります。ご理解の上ご了承ください。
- (6) 申込者の個人情報については、実行委員会が大会準備及び運営のためのみに使用いたします。
- (7) その他「いちご一会とちぎ国体下野市ボランティア募集要項」(市ホームページで公開)をご覧ください。(スポーツ振興課窓口でもお渡しします。)



オリジナル
缶バッジや
ポケットティ
ッシュを作成
し、イベント
等で配布



国体ブース
で缶バッジ
づくり体験

下野市開催競技 開催場所・開催日一覧



リハーサル大会 (2021年開催)

◆第26回ジャパンオープンハンドボールトーナメント



開催場所	開催日(予定)
下野市石橋体育センター	令和3年7月中旬

◆第57回全国社会人サッカー選手権大会



開催場所	開催日(予定)
大松山運動公園陸上競技場	令和3年10月中旬

第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」(2022年開催)



競技名	開催場所	開催日
サッカー (少年男子)	大松山運動公園陸上競技場	令和4年10月2日(日)、 10月4日(火)、10月5日(水)
ハンドボール (全種別)	下野市石橋体育センター	令和4年10月6日(木) ~10月10日(月・祝)

ボランティアQ&A

Q ボランティアは初めて、ちょっと不安です。
A 初めてでも大丈夫!!当日は職員も一緒に活動するから安心です。まずは登録してみましよう!!

Q 1日だけでも参加できるかな?
A 活動は1日単位なので、1日でも複数日でも参加できます。
活動日や場所は、希望調査等を参考に決定します。

Q 小学生だけ大丈夫かな?
A 小学生でもやれることはたくさんあります!!できることを一緒にやってみましよう。



Q 友人と一緒に参加したい。
A 団体区分で申込んでください。同じ活動ができるように考慮しますが、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

Q 参加したいけど、先の予定がわかりません。
A ボランティア活動に参加したいという思いだけでも、是非申込んでください。登録者には情報発信します!!参加できないと分かった時点で改めてご連絡ください。

下野市 広報ボランティア Q&A



わたしが皆さんの質問に
精一杯お答えします。
よろしくお願いします。

★事務局とは、「いちご
一会とちぎ国体下野市
実行委員会事務局」の
ことを指します。

Q. ボランティアの経験が無いので不安です。



活動内容は、どなたでもご参加いただける内容です。また、当日は必ず事務局も一緒に活動しますので、安心してお申込みください。

Q. だれでも応募できますか？



原則として、下野市に在住、在学、在勤している方、また、下野市に活動の拠点を有する団体の方を対象としています。

多くの市町が高校生や中学生以上を対象していますが、下野市では、小学生以上から募集をしています。ただし、小学生の活動には保護者や20歳以上の方の同伴が必要となりますので、ぜひ一緒にお申込みください。また、18歳未満の方は、保護者の同意が必要になります。

スポーツ少年団やダンスグループ、老人クラブなどの活動の一環として、国体ボランティアをしてみませんか。

小学生から高齢の方まで、たくさんの方と一緒に国体を盛り上げていきたいです！！

Q. 広報ボランティアとは、どのようなものですか？



令和4年に開催される国体に向けて、広報・PR活動等により、下野市全体の国体ムードを高めていくことが目標です。市内で開催されるイベントなどで国体ブースを設営し、チラシやパンフレット・国体オリジナルグッズの配布、オリジナル缶バッジの制作、サッカー・ハンドボールの体験会など、来場者に国体を知っていただく活動を行います。

ステージ活動としては、個人やグループで、国体ソング・国体ダンスを披露したり、みんなで環境美化活動を行ったり、バラエティに富んだ活動を通して、ボランティアの方も楽しみながら機運醸成を図りたいと思います。

Q. 中学生・高校生だけのグループの参加はできますか？



可能です。半世紀に一度の地元での国体開催です。ぜひ友達と一緒に思い出をつくってください。部活動・クラブ単位での申込みも大歓迎です。その場合は、顧問の先生が代表者となって申込むこともできます。

なお、18歳未満の場合、保護者の同意が必要ですので申込みの際はご注意ください。

Q. 申込んだ後、何をすればいいですか？



ボランティア登録後、ボランティア活動の希望調査を行います。（調査票等郵送）国体ブースでの活動、国体ソング・国体ダンスの披露、オリジナル缶バッジ等の制作、活動状況写真撮影、着ぐるみ出演など、個人、グループでできそうなことを教えていただきます。

希望調査票等が届くのをお待ちください。

Q. ボランティアの活動回数はどの程度ですか？



市内で開催される様々なイベントで国体ブースを設置する予定です。イベントに合わせて国体ブースを設置しますので、主な活動日は土・日になります。事務局では、月1・2回の活動を考えていますが、国体開催が近づくにつれ活動回数も増えていくものと考えています。どうぞご協力よろしくお願いします。

登録者には、事前にイベント等活動内容のご案内を行い、参加の可否を調査いたしますので、その都度ご検討いただければと思います。

なお、参加希望が多数の場合、人数を調整させていただくことがありますのでご了承ください。

一口メモ

「いちご一会とちぎ国体」愛称について

半世紀にわたって、「いちご」の生産量連続日本一の栃木県。

「いちご王国」で行われる国体に参加するすべての人々が、県民の心のこもった様々なおもてなしに出会い、交流を深めることで、新たな夢や感動が生まれることを目指しています。

「夢を感動へ。感動を未来へ。」スローガンについて

アスリート達が夢に向かって突き進む姿は、大会に参加するすべての人に感動を与えます。その感動をレガシーとして、未来の人づくり、地域づくりにつなげていきたいという願いが込められています。

Q. 活動日までの流れは、どのようになりますか？



国体ブースの設置やダンス披露など、イベント主催者との調整が終わり次第、日時や場所等をお知らせします。流れは次のようになります。

①ボランティア活動日のスケジュールを作成し、登録者全員に案内と参加可否の連絡を行います。(メール・郵送等)

*できる限り活動日の1~2か月前にご案内できるよう努めますが、直近になる場合もありますことご了承ください。

②参加できる方は、事務局に返信。

③事務局で調整し、参加可能の報告をいただいた方全員に通知します。

④イベントの1~2週間ほど前に参加者に詳細を通知します。

⑤イベント当日現地に集合します。

Q. どのような形で、情報のやり取りを行いますか？



ボランティアの方と事務局とのやり取りは、基本的にメール又は郵送で行う予定です。事務局では、情報の送受信を速やかに・正確に行うため、メールによる通知を推奨し、今後対応していく予定です。

メールアドレス登録者にはメールで、それ以外の方については、郵送による通知とさせていただきますが、電話でもお気軽にご連絡ください。

Q. ボランティア活動中に途中で活動を終了することはできますか？



基本的に決められた時間は、ボランティア活動に従事していただくこととなりますが、事前に分かっている場合や、当日緊急の場合など、事務局にお話してください。

事務局に連絡のないままお帰りになるなどの行動はお控えください。

イベント時には、活動の合間や休憩時間など、自分たちが楽しむことも大切です。

一緒に楽しく活動しましょう。

Q. ボランティアに参加が出来なくなった場合、どうすればよいですか？



ボランティア参加予定者で、当日の活動が出来なくなった際には、お早めに事務局にご連絡ください。また当日であっても、体調不良等で参加できなくなった際は、参加者にお知らせ予定の事務局携帯電話にご連絡ください。

Q. 報酬や交通費の支給はありますか？



活動、研修等の報酬は無償で、交通費は自己負担となります。
活動に係る識別用品（スタッフウェア等）、食事などについては、必要に応じて支給いたします。

Q. 活動当日は、どのように会場にいけばよいですか？



基本的に市内での活動が主となりますので、原則、現地集合・現地解散となります。
各自の都合の良い手段にてお越しください。
イベントによっては駐車台数に限りがある場合がありますので、その際は公用車等で乗り合わせていく場合があります。その際は事前にご連絡いたします。

Q. 活動中のケガや、事故についての保障はありますか？



ボランティアの皆さんには、必要に応じて、「傷害保険」・「賠償責任保険」に加入していただきます。
加入手続及び保険料の支払いについては、事務局で行います。
ただし、ご自宅から現地への往復中の怪我・事故については責任を負いかねますのでご注意ください。

Q. 活動時の服装はどのようなものが良いですか？



季節に合わせた動きやすい服装でご参加ください。ただし、華美なもの、活動に不適切な服装はご遠慮ください。
広報ボランティアの皆さんには、ベスト型のスタッフウェアを支給予定です。ボランティアスタッフの証明ともなりますので、ロゴなどが隠れてしまわないようご配慮ください。

一口メモ

国体の実施競技

- ①正式競技（37 競技）・・・国民によく知られており、広く浸透している競技として認められた競技で、各都道府県対抗で、天皇杯・皇后杯の対象となっている競技。本市ではサッカー、ハンドボールを行います。
- ②特別競技（1 競技）・・・高等学校野球（選抜大会ベスト8 と高野連が認めた計 12 チーム）
- ③公開競技（5 競技）・・・国民にも知られており、競技実施基準をクリアした競技。
- ④デモンストレーションスポーツ（31 競技）・・・子どもから高齢者まで、誰でも参加できる競技で、開催県で普及が目的となっている競技。本市ではキンボールスポーツを行います。

※②・③・④は天皇杯・皇后杯の対象とならない。

Q. 支給品のサイズが合わなかったり、紛失してしまった場合は？



支給品については事前にサイズ調査を行いますが、サイズが合わない、又は活動期間中にサイズが変動した際には、事務局にご連絡ください。可能な限り対応させていただきます。

支給品の紛失が発覚した際には、事務局にその旨をご報告下さい。支給品については、国体下野市ボランティアの証明ともなりますので、紛失の無いよう、また、他者への貸出・譲渡を禁止し、適切な管理をしていただくようお願いします。

Q. ボランティア活動に参加したことを証明するものを発行してもらえますか？



証明書の発行を希望される方は、申請書を提出してください。後日活動証明書を郵送いたします。

証明書の発行者は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会長（下野市長）となります。

発行までにお時間をいただきますので、余裕をもって申請してください。

Q. ボランティア活動中の写真・映像等に写りたくないのですが。



ボランティアの皆さんが活躍される姿は、今後ボランティアを募集するうえで、また大会報告書等を作成していくうえで大変貴重なものです。

ボランティア登録お申込みの際に、写真等撮影のご了承をいただいたものと考えておりますが、撮影・掲載等に不安がある場合は、活動当日に事務局にその旨をお伝えください。

出来得る限り配慮させていただきます。

Q. ボランティアを続けることができなくなりました。どうすればいいですか？



その際は、ボランティアの登録を取り消しますので、事務局にご連絡ください。ボランティアに一度でも登録していただいた皆さんには心から感謝申し上げます。一緒に活動できるようになった際には、再度登録をお願いいたします。

イメージソング「いちご一會」

みんなであたおう!「いちご一會」

夢を感動へ
感動を未来へ
心をひとつに
夢は分かち合える
トキメキを胸に
情熱を大地に
空を突き抜けて
風を追い越して

いちご一會
この瞬間
思いを馳せた
舞台が今ここに
花は可憐に
滝はまぶしく
君は輝け

※VERY VERY GOOD
BERRY BERRY とちぎ
(2回繰り返す)

夢を感動へ
感動を未来へ
どんな人だって
つまづく事もある
ただどくじけず
そして繰り返し
一つずつ登る
想いを重ねて

いちご一會
この瞬間
真っ赤になった
情熱解き放て
緑あふれて
風はきらめき
君は輝け

※繰り返し
時は過ぎても
忘れはしない
この感動を
※繰り返し

いちご一會

♩=127

ゆめをかんと うへ かんどうをみらいへ
ゆめをかんと うへ かんどうをみらいへ

5
こころをひとつに ゆめはわかちあえ
どんなひとだつて つまづくこともあ

9
とちぎをむねに じょうねつをだいちに
ただどくじけず してくりかえし

13
そらをつきぬけて かぜをおいこして
ひとつずつのほる おもいをかさねて

17
いちごいちえ このしゅんかん
いちごいちえ このしゅんかん
ときはすぎても わすれはしない

21
おもいをはせた ぶたいがいまここに
まっかになった じょうねつときはなて
このかんと うを

25
はなはかれんに たきはまぶしく
みどりあふれて かぜはきらめき

29
きみはかがやけ べりべりぐ
きみはかがやけ べりべりぐ

33
べりべりとちぎ べりべりぐ
べりべりとちぎ べりべりぐ

37
べりべりとちぎ
べりべりとちぎ

栃木県実行委員会のホームページで
国体ソング・国体ダンスの映像をみ
て、一緒に歌ったり踊ったりしてみ
てください♪♪♪

お申込み
お問合せ

いちご一會とちぎ国体下野市実行委員会事務局
(下野市教育委員会事務局スポーツ振興課 国体推進グループ)
〒329-0492 栃木県下野市笹原26

TEL 0285-32-8920
FAX 0285-32-8611
E-Mail: sports@city.shimotsuke.lg.jp



下野市ボランティア登録申込書

【個人用兼団体代表者用】

- *必要事項をご記入の上、持参・郵送・FAX・メールにてお申し込みください。
ただし、保護者の同意が必要となる場合は、郵送または持参に限ります。
- *ご家族・複数名での参加は、団体登録用名簿(様式第2号)も併せてお申し込みください。
- *活動・研修会等の報酬はすべて無償で、交通費は自己負担となります。
- *活動・研修会等の参加にあたっては、市実行委員会で傷害保険等に加入します。
- *活動に必要な識別用品・服飾等は、実行委員会にて用意します。
- *活動中・研修中の様子を撮影し、広報媒体に掲載することがありますので、ご了承ください。

		申込日		令和	年	月	日
申込区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体 計 人 (団体名: _____)						
フリガナ 氏名 <small>団体の場合は代表者氏名</small>	生年月日		年	月	日	(歳)	
	性別		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女				
*団体申込の場合は、代表者の情報を記載し、様式第2号「団体登録用名簿」を併せてご提出ください。 *申込時点で18歳未満の方は、保護者の同意が必要です。また、小学生個人の活動時には保護者の同伴が、小学生を含む団体の活動時には20歳以上の方の付き添いが必要です。							
住所	〒 _____						
連絡先 <small>*日中連絡のとれる番号</small>	電話番号	_____			FAX番号	_____	
	E-mail	_____					
ご希望の活動内容等にチェックしてください。(複数選択可) ※活動の詳細については、後日改めて希望調査を行います。							
<input type="checkbox"/> 広報ボランティア ➡ 登録後から本大会終了まで <input type="checkbox"/> 運営ボランティア ➡ <input type="checkbox"/> リハーサル大会(令和3年度) <input type="checkbox"/> 本大会(令和4年度)							
特記事項	★活動で生かしたい経験・資格等。また、希望するボランティア内容について。(ご希望に沿えない場合もございます)						

【18歳未満の方の参加には、保護者の記名・押印が必要です。】

※小学生個人の活動の場合は、一緒に活動する保護者を記入してください。

上記の者について、ボランティアに登録し、その活動に参加することに同意します。

保護者氏名 _____

Ⓜ _____

(続柄) _____

■お申込み・お問い合わせ先

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
(事務局:下野市教育委員会事務局スポーツ振興課 国体推進グループ)
〒329-0492 栃木県下野市笹原26
TEL:0285-32-8920 FAX:0285-32-8611
E-mail: sports@city.shimotsuke.lg.jp



登録番号(実行委員会記入欄)

下野市ボランティア団体登録用名簿

団体名 (_____) 合計 (_____) 名

★団体代表者の方は、No.1に記入してください。

No.	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住所・電話番号 ※日中連絡のとれる電話番号
1	男	年 月 日	()
		女	(歳)	
2	男	年 月 日	
		女	(歳)	
3	男	年 月 日	
		女	(歳)	
4	男	年 月 日	
		女	(歳)	
5	男	年 月 日	
		女	(歳)	
6	男	年 月 日	
		女	(歳)	
7	男	年 月 日	
		女	(歳)	
8	男	年 月 日	
		女	(歳)	
9	男	年 月 日	
		女	(歳)	
10	男	年 月 日	
		女	(歳)	
11	男	年 月 日	
		女	(歳)	

*申込時点で18歳未満の方は、各々「様式第3号保護者同意書【団体用】」を添付してください。
 *記入欄が不足する場合は、コピーしてご使用ください。

下野市ボランティア保護者同意書【団体用】

団体名	
フリガナ 氏名
生年月日	平成 年 月 日 (歳)
<p>上記の者について、ボランティア活動に応募し、その活動に参加することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>保護者氏名 _____ (印) _____ (続柄)</p>	

*持参又は郵送にてご提出ください。

.....(キリトリ).....

下野市ボランティア保護者同意書【団体用】

団体名	
フリガナ 氏名
生年月日	平成 年 月 日 (歳)
<p>上記の者について、ボランティア活動に応募し、その活動に参加することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>保護者氏名 _____ (印) _____ (続柄)</p>	

*持参又は郵送にてご提出ください。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 総務企画専門委員会

審 議 事 項



審議第1号

いちご一会とちぎ国体 下野市運営ガイドライン (案)



いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

目 次

はじめに	1
いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドラインの位置付け	2
1 総務企画	3
(1) 開催推進総合計画等の進行管理	
(2) 行幸啓・お成り	
(3) 懇談会等	
(4) 識別用品	
2 財務	4
(1) 企業協賛	
(2) 市内業者等の活用	
3 広報	5
(1) 広報活動	
(2) 報告書等	
4 市民運動	6
(1) 市民協働	
(2) ボランティア	
(3) 花いっぱい運動	
(4) 手作りのぼり旗	
(5) 学校観戦	
(6) 魅力発信	
(7) 環境美化	
5 観光・接伴	8
(1) 歓迎装飾	
(2) 案内所	
(3) 休憩所	
(4) 売店	
(5) 記念品	
(6) 接遇意識の高揚	
6 競技	10
(1) 競技役員等の編成	
(2) 競技用具	
(3) 競技記録	
(4) デモンストレーションスポーツ	
7 式典	11
(1) 開始式、表彰式	
(2) 炬火イベント	
8 施設	12
(1) 施設整備	
9 宿泊	13
(1) 配宿	
(2) 弁当	
10 医事・衛生	14
(1) 医療救護	
(2) 防疫	
(3) 食品衛生	
(4) 環境衛生	
11 輸送・交通	16
(1) 輸送	
(2) 交通	
12 消防・警備	17
(1) 消防防災	
(2) 警備	

はじめに

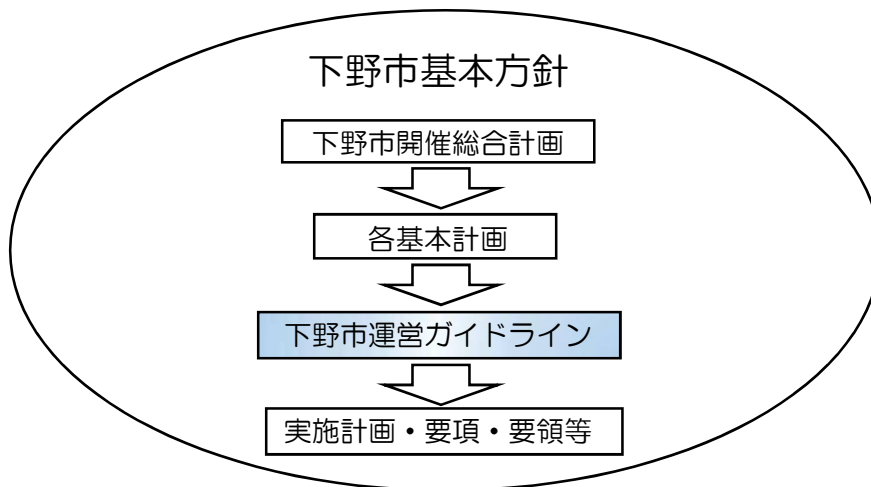
本市ではスポーツを推進するための基本理念として「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」を掲げ、「スポーツを楽しむ」、「スポーツでつながる」、「スポーツに熱くなる」を基本目標として、多くの市民がスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりに取り組んでいます。

このような中で、2022年に栃木県で開催される第77回国民体育大会において、本市で競技が行われることは、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツの普及・促進が図られ「ひとり1スポーツ」の実現に大きく寄与するものです。

また、国民体育大会は、選手・監督、競技役員などの大会関係者や応援する多くの方々が全国から訪れるため、市民を挙げて、おもてなしの心を持って温かくお迎えし、本市の自然や歴史、文化、食などの多彩な魅力を全国に発信する絶好の機会でもあります。

以上のことを踏まえ、今後の開催準備及び大会運営が円滑かつ効率的に推進されるよう、これまでに策定された「いちご一会とちぎ国体下野市開催基本方針」、「いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画」、及び各種基本計画等に基づいて、リハーサル大会、本大会での取り組み姿勢や留意点等を示した「いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドライン」を作成し、リハーサル大会、本大会へ向けた開催・運営の具体的な指針とします。

◎いちご一会とちぎ国体下野市運営ガイドラインの位置付け



下野市基本方針（平成30年11月12日 準備委員会第1回総会決定）＜抜粋＞

【実施目標】

(1) 市民総参加

すべての市民が大会に「参加する（する）」「応援する（みる）」「協力する（支える）」といった関わりを持つことで、市民一人ひとりがスポーツに親しみ、地域の絆が深まる大会を目指します。

(2) 下野市の魅力を発信

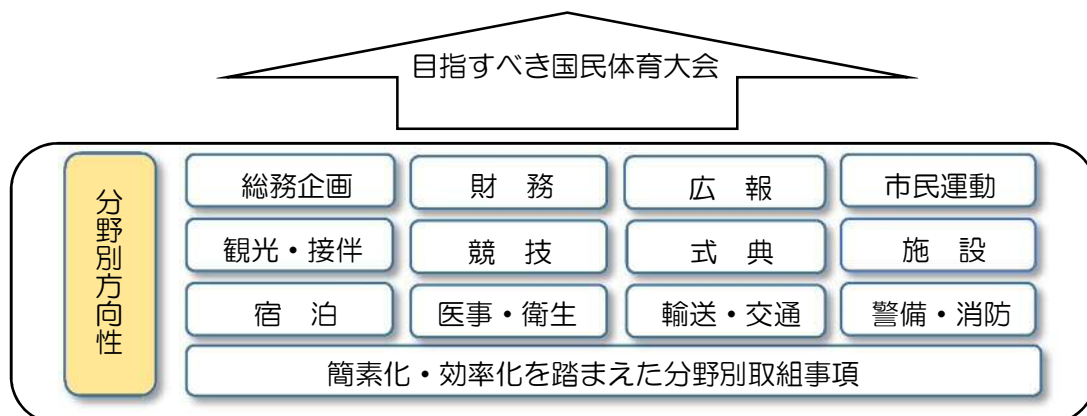
本市の多彩な魅力ある地域資源を積極的に活用し、全国から訪れる皆さまをおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、本市の魅力を全国に発信する大会を目指します。

(3) 「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の推進

本市は、近年、オリンピックアスリートや優れた選手を多く輩出しております。今後ともプロスポーツへの支援や歴史あるマラソン・駅伝の開催、スポーツ施設の充実・整備を進め、「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の実現に結びつく大会を目指します。

(4) 地域スポーツの活性化

大会開催を、多くの市民にスポーツに対する興味や関心をより一層高める絶好の機会ととらえ、地域における健康づくりや生きがいがづくり、絆づくりなど、スポーツがより一層、地域に根付く大会を目指します。



1 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、栃木国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(1) 開催推進総合計画等の進行管理

【実施方針】 開催基本方針に基づき策定された開催推進総合計画等の適切な進行管理に努める。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開催推進総合計画及び年次計画の適切な進行管理に努め、必要に応じ見直しを行う。 ○ 運営ガイドライン等を策定し、適切な運用を図る。

(2) 行幸啓・お成り

【実施方針】 県、県警、及び競技団体等と緊密に連携し、対応する。	
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、県警、及び競技団体等との十分な協議・調整のもと、警備等に万全を期して対応する。 ○ 御席（ロイヤルボックス）や御休所等について、適切な整備に努める。

(3) 懇談会等

【実施方針】 市又は市実行委員会主催・共催の懇談会等を行わない。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市又は市実行委員会主催・共催（共催市実行委員会及び競技団体との共催）の懇談会等は、開催しない。 ○ 競技団体主催の懇談会等に招待された場合は、会費対応とする。

(4) 識別用品

【実施方針】 一般観覧者との識別を図るため、識別用品として被服・帽子・IDカード等を整備する。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 識別用 ID カード等必要最小限の整備とする。 ○ 本大会での継続利用を考慮し整備する。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配布対象者は、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員とする。 ○ 識別用品の整備は、必要最小限とする。ただし、競技団体においてユニフォーム等を整備する場合は、これを識別用品とみなして積極的に活用する。 ○ 可能な限り一括発注とし、経費の節減に努める。

2 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(1) 企業協賛

【実施方針】 市内の企業、団体等の参画による大会を推進するため、広く企業、団体等に物品の協賛を呼びかける。	
リハ大会 本大会	○ 協賛は原則として物品の提供とする。 ○ 協賛の対象者は、企業、団体等とし、原則として個人からは受け入れない。

(2) 市内業者等の活用

【実施方針】 いちご一会とちぎ国体開催による地域経済の活性化及び市内業者の資質向上・健全な発展を図る観点から、可能な限り市内業者への発注に努める。 また、障害者優先調達推進法の趣旨に鑑み、障害者施設（障害者支援施設及び障害者福祉サービス事務所をいう。以下同じ。）を積極的に活用する。	
リハ大会 本大会	○ 物品の購入及び借上、業務委託等は、可能な限り市内業者及び障害者施設が受注しやすくなるよう配慮する。

3 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(1) 広報活動

【実施方針】 いちご一会とちぎ国体の開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるとともに、全国に、歴史・文化・自然・食など下野市のすばらしさを発信するため、効果的かつ積極的な広報を行う。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 大会愛称、マスコットキャラクター、国体ソング・ダンス等を効果的に活用する。○ マスメディア、情報紙、インターネット等様々な広報媒体を活用した情報発信及び情報提供を行う。○ 主催イベントの実施のほか、県や既存の各種イベントと連携し、効率的・効果的広報活動を行う。○ 横断幕、懸垂幕、啓発物品等の作成にあたっては、費用対効果の視点も踏まえ作成する。

(2) 報告書等

【実施方針】 準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保持のため、大会報告書等を作成する。また、国体の開催状況等を映像とし記録にとどめる。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○ 報告書は作成しない。ただし、リハーサル大会運営の結果や改善点は記録し、本大会に生かすものとする。
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 報告書は、内容、配布先等を検討し、必要最小限の作成とする。○ 記録写真集は作製せず、大会報告書への掲載をもって代えるなど、簡素・効率化に努める。

4 市民運動

市民ひとり一人が国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(1) 市民協働

<p>【実施方針】</p> <p>「市民一人ひとりが活躍する大会」、「おもてなしの心で温かく迎える大会」、「生涯スポーツを推進する大会」、「下野の多彩な魅力を発信する大会」、「環境に配慮したクリーンで快適な大会」を基本目標に、いちご一会とちぎ国体を盛り上げ、市民が積極的に参加する機運を高めていくことで、市民協働によるまちづくりの契機とする。</p>	
<p>リハ大会 本大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報活動により市民の関心及び参加意識を高め、市民が積極的に参加できるような取組を行う。 ○ 市民参加の機会がより広がるよう、市民団体、関係団体等と連携を図りながら、運動を進める。 ○ 既存の各種活動と連携し、運動の幅広い普及を図る。 ○ 大会開催後も運動が継続されるような仕組みを構築する。

(2) ボランティア

<p>【実施方針】</p> <p>市民一人ひとりが、自発的に開催機運の醸成や大会運営に関わることができるよう、ボランティアを募集する。</p>	
<p>リハ大会 本大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの募集にあたり、既存のボランティア活動との連携を図る。 ○ 来場する方々を、おもてなしの心を持って温かくお迎えすることができるよう、ボランティア研修会等を実施する。 ○ ボランティアの主体的活動を支援する。 ○ 大会規模等を踏まえ、必要なリハ大会において、本大会の研修の場として、ボランティアを配置する。

(3) 花いっぱい運動

<p>【実施方針】</p> <p>競技会場等多くの花で飾り、全国から訪れる選手や一般観覧者を歓迎する。 花いっぱい運動の実施にあたっては、大会開催後も市民によって継続されるよう努める。</p>	
<p>リハ大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置場所、及び開花時期等勘察し、可能な範囲で実施する。
<p>本大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全競技会場で実施する。 ○ 調達数を勘察し、競技会場以外の場所においても実施する。

(4) 手作りのぼり旗

【実施方針】 都道府県別の手作りのぼり旗で競技会場等を飾り、選手を歓迎する。 手作りのぼり旗を、市内の小中学校や関係団体の協力を得て作製する。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技会場等での設置場所等勘察し、必要数量を検討する。○ 手作りのぼり旗は、市内の小中学校及び関係団体に依頼し、応援メッセージとイラストを記載する。

(5) 学校観戦

【実施方針】 児童・生徒による選手等の応援を通し大会を盛り上げるとともに、スポーツへの関心を高め、更なるスポーツの普及、振興を図るため、学校観戦を実施する。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○ 市内小中学校に大会を周知し、児童・生徒の観戦を促すとともに、可能な限り観客席の確保を行う。
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 学校行事等に配慮しつつ、市内小中学校による学校観戦を実施する。○ 学校観戦にあたっては、観客席を確保するとともに、効率的な輸送を行う。

(6) 魅力発信

【実施方針】 全国から訪れる方々に歴史、文化、自然、食など下野市の魅力を伝える。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○ 既存の観光パンフレットを活用して下野市の魅力を伝える。
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 観光案内所やPRブース等の設置を検討する。

(7) 環境美化

【実施方針】 全国から訪れた方々が、滞在中気持ちよく過ごせるよう清掃活動を実施する。 また、競技会場などで、ごみの分別の徹底やリサイクルの推進を図る。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関、関係団体等の協力により、競技会場周辺において清掃活動を実施する。○ 大会時の競技会場等の清掃については、競技会係員、競技会補助員等が中心となって活動を展開する。○ 競技会場等におけるゴミ箱等について、分別の徹底が図られるよう工夫する。

5 観光・接件

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(1) 歓迎装飾

<p>【実施方針】</p> <p>開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、競技会場や主要駅を中心に歓迎装飾を行う。</p>	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて競技会場に歓迎のぼり旗、手作りのぼり旗、花いっぱい運動による装飾を行う。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歓迎アーチ、看板、歓迎のぼり旗、手作りのぼり旗、花いっぱい運動による装飾など競技会場の広さに応じ、効果的な歓迎装飾を行う。 ○ 周辺道路、主要駅等についても、必要に応じて看板、歓迎のぼり旗、花いっぱい運動による装飾を行う。 ○ 練習会場においては、必要に応じて装飾を行う。

(2) 案内所

<p>【実施方針】</p> <p>選手・監督・役員等（大会参加者等）及び一般観覧者へ、競技会場や輸送交通、観光情報等の案内を行うため、競技会場、主要駅に案内所を設置する。</p>	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技会場に受付を兼ねた案内所を設置し、必要に応じて情報提供を行う。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技会場、主要駅等に案内所を設置する。 ○ 既存の観光案内所との連携を図る。 ○ 案内、誘導、介助等を行う運営ボランティアを配置する。

(3) 休憩所

<p>【実施方針】</p> <p>大会参加者等及び一般観覧者に、交流の場、休息の場として、競技会場に休憩所を設置する。</p>	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技会場の状況等踏まえ、必要と認める場合に休憩所を設置する。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技会場に休憩所を設置し、ドリンクやおもてなし料理の提供等行う。 ○ 企業や各種団体の協賛により飲食物の提供が受けられる場合は、協賛品として受け入れて提供する。 ○ 飲食物の提供にあたっては、関係機関と十分な協議のもと安全性の確保に努める。

(4) 売店

【実施方針】 大会参加者等及び一般観覧者の便宜を図るとともに、本市の特産品等の紹介、及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。設置にあたっては、原則として出店者から設置負担金を徴収する。	
リハ大会	○ 必要に応じて競技会場に設置する。
本大会	○ 競技団体、関係機関、関係団体、及び企業の協力を得て競技会場に設置する。

(5) 記念品

【実施方針】 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品は、大会参加者等に贈呈する。	
リハ大会	○ 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品について、その内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。
本大会	○ 市実行委員会からの記念品については、企業や関係団体からの協賛品、記念品の提供状況を勘案しながら検討する。 ○ 企業や関係団体等からの協賛品及び市民団体等からの記念品は、その内容を検討の上、大会参加者等へ贈呈する。

(6) 接遇意識の高揚

【実施方針】 大会参加者等及び一般観覧者におもてなしの心で接遇できるよう、関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会運営従事者（競技補助員、競技会係員及び競技会補助員をいう。以下同じ。）の接遇意識の高揚に努める。	
リハ大会	○ 必要に応じて競技会運営従事者に対する接遇研修等を実施する。 ○ リハ大会終了後に検証を行い、本大会に備える。
本大会	○ リハーサル大会で得た教訓を生かし、競技会運営従事者に対する接遇研修を実施する。

6 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(1) 競技役員等の編成

【実施方針】 競技役員等の編成については、県及び競技団体と十分に協議し、適正な配置を行う。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技運営に必要な最小限の人数とする。○ 可能な限り県内競技役員で編成することとし、中央（中央競技団体からの派遣）及び近県競技役員は、必要最小限となるよう調整する。○ 県内競技役員は原則として日帰りとする。ただし、地理的条件や業務内容等を考慮し宿泊が必要と判断される場合は、宿泊を認める。

(2) 競技用具

【実施方針】 競技会の実施に必要な競技用具は、既存の競技用具を最大限活用する。不足する場合は、借用、購入等により整備する。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 既存の競技用具の活用を原則とし、不足する場合は、借用又は購入により対応する。○ 競技用備品購入の際には、計画的かつ効率的に検討し、整備するとともに、大会後の利活用を考慮する。

(3) 競技記録

【実施方針】 競技記録の収集及び速報については、県、競技団体と協議のうえ、迅速かつ正確に処理できる体制を整備する。	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技団体と緊密な連携のもと、本大会を見据えたうえで、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技団体及び県記録本部と緊密な連携のもと、迅速かつ正確な記録の収集・速報に努める。

(4) デモンストレーションスポーツ

【実施方針】 市民の興味が高まるよう、広報を計画的に推進するとともに、競技団体等と連携し、国体後も地域のスポーツとして根付くよう取り組む。	
本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 大会後も地域のスポーツとして根付くよう、競技団体等と連携し実施する。○ 運営協力は簡素・効率化に努め、過剰な装飾は行わない。

7 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(1) 開始式、表彰式

【実施方針】 開始式、表彰式等については、簡素な装飾や演出に努めながら、創意工夫を凝らした運営を行う。	
リハ大会	○ 式典は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施する。
本大会	○ 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。 ○ 表彰式は、入賞者の健闘を心からたたえる場となるよう、競技団体等と協力して実施する。 ○ 式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

(2) 炬火イベント

【実施方針】 大会の開催機運を高めるために、市民の参加を得ながら、本市の特色を活かし、創意工夫を凝らして実施する。	
本大会	○ 炬火イベントの実施にあたっては、開催機運の盛り上げを図るため、市民参加を基本とする。 ○ 採火については、市内各所で実施する。 ○ 採火した火を下野市の炬火として一つに集める集火式を実施する。

8 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(1) 施設整備

【実施方針】 既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障のないよう、必要な整備を行う。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none">○ 競技施設の整備は、県、競技団体等と十分に協議のうえ、既存施設を活用し、仮設等での対応を含め、必要最小限の整備を行う。○ 練習会場については、県、競技団体等と十分協議のうえ、既存施設を活用する。○ 競技施設、観客席、案内所等、大会運営に必要な臨時仮設物については、県、競技団体等と十分協議のうえ、必要な整備を行う。

9 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(1) 配宿

【実施方針】 大会参加者等の配宿は、競技会場及び競技会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。	
リハ大会	○ 競技団体との協議に基づき必要な対応を図る。
本大会	○ 選手、監督及び競技会にかかわる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意する。 ○ 競技団体の意向、要望を踏まえ、県の合同配宿本部において効率的に行う。

(2) 弁当

【実施方針】 大会参加者等に、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、下野市の特色を活かした昼食弁当を提供する。	
リハ大会	○ 競技団体との協議に基づき必要な対応を図る。
本大会	○ 弁当の申込み受付については、関係事業者を活用するなど、効率的に行う。 ○ 弁当の調達は、市実行委員会で指定した弁当調製施設を利用する。

10 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(1) 医療救護

【実施方針】	
大会参加者等及び一般観覧者の傷病に速やかに対応するため、医療機関その他関係機関の協力を得て、必要な医療救護体制を整える。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技団体及び医療機関その他関係機関と緊密な連携を図り、適切な医療救護体制を整える。 ○ 競技会場に救護所を設置し、応急処置を行うほか、医療機関に移送する。

(2) 防疫

【実施方針】	
大会参加者等の感染症の発生を防止するため、保健所その他関係機関の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、保健衛生に関する知識の普及・啓発を図る。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策として、感染症発生予防のための注意喚起を図り、予防に向けた取組を奨励する。 ○ 感染症患者の発生に備え、必要な連絡体制を整備するとともに、発生した場合は、保健所その他関係機関と連携し、迅速な対応を図る。

(3) 食品衛生

【実施方針】	
大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、保健所その他関係機関の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、大会期間中に提供する飲食物の安全対策に努める。	
リハ大会 本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品取扱施設等に対し、食中毒発生予防を重点とした、食品の衛生的取扱いの向上と、従事者の健康管理等を励行する。 ○ 競技会場の食品取扱施設に対し、食中毒の発生予防を重点とした、食品の衛生的取扱いの向上と、当該従事者の健康管理等を励行する。 ○ 大会に関係する者に食中毒患者が発生した場合は、保健所その他関係機関と連携し、迅速な対応を図る。

(4) 環境衛生

【実施方針】

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、環境衛生に対する意識の向上を図るとともに、広く市民の協力を得て、競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

リハ大会
本大会

- 関係機関、関係団体等はもとより市民の協力を得て、競技会場等の生活環境等における快適な環境づくりに努める。
- 廃棄物の減量化を図るため、分別収集戸等による再資源化を推進する。

1.1 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(1) 輸送

<p>【実施方針】</p> <p>大会参加者等及び一般観覧者の輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関で対応する。ただし競技会場、練習会場及び宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認められるときは、計画輸送を行う。</p> <p>交通事業者その他関係機関・関係団体と協議のうえ、大会参加者等及び一般観覧者に対し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。</p>	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会参加者等及び一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関で対応する。 ○ 競技会場及び宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大会参加者等の輸送は、原則として既存の公共交通機関で対応するが、必要に応じて計画輸送を行う。 ○ 一般観覧者の輸送は、原則として既存の公共交通機関で対応するが、競技会場への交通アクセスの状況から必要と認められるときは、シャトルバスの運行を検討する。 ○ 計画輸送は、借上バス又はタクシーにより行う。

(2) 交通

<p>【実施方針】</p> <p>大会参加者等及び一般観覧者車両の交通については、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ必要な対策を講じる。</p> <p>大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷軽減を図るため、一般観覧者の自家用自動車利用の自粛を推進する。</p> <p>駐車場は競技会場や練習会場の周辺における確保に努め、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。</p>	
リハ大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐車場等の状況に応じ、誘導・案内のため適切な人員配置を行う。 ○ 大会関係車両の駐車場は運営上必要と認められるものに限定する。
本大会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 競技会の円滑な運営及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要に応じて交通規制など必要な対策を講じる。 ○ 道路及び駐車場等の状況に応じ、誘導案内のため適切な人員配置を行う。 ○ 大会関係車両の駐車場は、運営上必要と認められるものに限定するとともに、一般観覧者には自家用車での来場自粛を呼びかける。

12 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

(1) 消防防災

【実施方針】 消防その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場その他大会関係施設の火災その他の災害の予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導及び救急救助に関する対策を講じる。	
リハ大会	○ 消防その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた消防防災体制を整備する。
本大会	○ 消防その他関係機関等と連携を図り、消防防災体制の充実と、危機管理に努める。

(2) 警備

【実施方針】 警察その他関係機関等との緊密な連携のもと、競技会場その他大会関係施設における事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。	
リハ大会	○ 警察その他関係機関等と連携を図り、大会規模に応じた適切な警備を行う。 ○ 競技会場の状況に応じて、必要に応じて夜間警備を行う。
本大会	○ 警察その他関係機関等と連携を図り、競技会場その他大会関係施設における事故及び事件の防止に努める。 ○ 競技会場の状況に応じて、必要に応じて夜間警備を行う。

審議第2号

いちご一会とちぎ国体下野市識別用品整備要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）及びいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、下野市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者（以下「従事者」という。）の識別用品の整備について、必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が整備する識別用品の品目は、簡素、効率化を考慮し、原則として次のとおりとする。

（1）国体

- ア IDカード（カードケースを含む）
- イ 服飾品
- ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

（2）リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む）
- イ 服飾品
- ウ その他実行委員会が必要と認めるもの

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- （1）大会役員、来賓
- （2）競技役員
- （3）競技補助員
- （4）競技会役員
- （5）競技会補助員
- （6）選手、監督、大会関係者等
- （7）視察員、報道員等
- （8）その他実行委員会が必要と認めるもの

4 識別用品のデザイン

実行委員会が整備する識別用品のデザインは、原則として国体及びリハーサル大会において、全競技共通のものとする。ただし、共催市町実行委員会又は競技団体が識別用品を整備する場合の識別用品のデザインについては、この限りではない。

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

審議第3号

いちご一会とちぎ国体下野市支給物品等配布要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における諸物品及び案内資料等（以下「支給物品等」という。）の配布について、必要な事項を定めるものとする。

2 支給物品等

支給物品等の品目は、大会資料、案内資料等とし、それぞれの細目、及び配布対象者ごとの内訳は、別に定める。

3 配布対象者

支給物品等の配布対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、支給物品等の配布について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における支給物品等配布についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

審議第4号

いちご一会とちぎ国体下野市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場、駐車場内等及び実行委員会が借り上げたシャトルバス内において、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成18年法律第73号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、いちご一会とちぎ国体下野市実施本部（以下「実施本部」という。）が設置する競技会場の受付案内所とし、受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合、競技会場の会場総務係へ引き継ぐものとする。
- (3) 会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 大会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物預り書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物個票（様式第4号）を取付け、一時保管する。ただし、拾得者が一切の権利を放棄したときは、拾得物預り書（様式第2号）は拾得者の要望に応じて交付するものとし、交付する場合は、注意欄を斜線で消すものとする。
- (2) 遺失物の届出は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受けることにより行い、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第6号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第7号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許書等で遺失者本人であることを確認の上、遺失物受領書（様式第8号）を作成し、遺

失物受領書の遺失者への返還欄に署名を受ける。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第9号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第10号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 会場総務係は、競技会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。ただし、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意しなければならない。
- (2) 実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない物件を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第11号）に、拾得物受理書（写し）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。ただし、2（3）により引き継いだ拾得物については、所轄警察署と協議の上、速やかに引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者及び所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・取得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号

拾得物受理書

拾得物受理番号	第 号							
受理日時	年	月	日 ()	午前・午後	時	分		
拾得日時	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃		
拾得場所								
※拾得者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 ()	—	携・勤 ()	—			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数			
					点			
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権							
拾得者の同意	遺失者に対して氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
拾得物預り書交付日時	年	月	日 ()	午前・午後	時	分		
拾得物返還通知の希望	<input type="checkbox"/> 有 (・電話連絡・通知書送付) <input type="checkbox"/> 無							
※権利放棄の報告	権 利 放 棄 書							
	上記の物件に対する	<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用の請求権を放棄します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>						
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様 <div style="text-align: right;">拾得者氏名 _____</div>							
備考								
取扱担当者								

※ 太枠内は、拾得者本人が記入してください。

様式第2号

拾得物預り書

拾得物受理番号		第 号						
受 理 日 時		年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾 得 日 時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
拾 得 場 所								
※拾得者	住 所							
	氏 名							
	電 話	自 宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現 金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物 品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等				点数		
						点		
上記の物件を預かりました。								
年 月 日 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄								
取扱者氏名 印 ※取り扱い者名及び印のないものは無効です。								
注1 この預り書は、あなたが標記の物件の所有権を取得し、その物件を受け取る場合に必要ですから、紛失しないように大切に保管してください。								
2 落とし主が判ったときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようお願いいたします。拾得者であるあなたは、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金(相当物品)を受け取ることができます。(権利放棄された方は、該当しません。)								
3 落とし主が判らないときは、本日から1週間以内に所轄の警察署へ提出します。なお、警察署が公告した後、さらに3か月を経過しても落とし主が判らないときは、この拾得物はあなたのものになりますので、所轄の警察署落し物係へ事前に電話で問い合わせてください。								
※ あなたが物件を受け取ることができる期間は、3か月を経過した日から2か月以内です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。								

様式第3号

拾得物一覧簿

No.

拾得物 受 理 番 号	受理年月日 (記載年月日)	拾得日時	拾得物件 (種類及び数量)		拾得場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品		返還処理者	
	年 日 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 日 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 日 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 日 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 日 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 日 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		

※ 備考欄には、物件を遺失者等に返還し、又は警察署長に差し出した場合に、その旨及びその年月日、その他必要な事項を記載すること。

様式第 4 号

拾 得 物 個 票

拾得物受理番号	第 号	
拾得物受理年月日	年	月 日
拾得物拾得年月日	年	月 日
ふりがな		
拾得者		
拾得物件	現 金	円
	物 品	
取扱者氏名		

様式第5号

遺失物届出書

届出受理番号	第 号							
届出日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分							
遺失日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃							
遺失場所								
※ 遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 ()	—	携・勤 ()	—			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数			
					点			
遺失者の同意	拾得者に対して、氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
取扱担当者								

※ 拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

連絡日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分						
取扱担当者							
拾得物受理番号	第 号						
連絡結果							
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に連絡	年	月	日			
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に返還	年	月	日	(郵送の場合は着払い)		
<input type="checkbox"/>	拾得者へ電話連絡	年	月	日			
<input type="checkbox"/>	拾得者へ返還通知書送付	年	月	日			
<input type="checkbox"/>	拾得者の返還通知希望なし						

様式第6号

遺失物届出書(控え)

届出受理番号	第 号							
届出日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分							
遺失日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃							
遺失場所								
遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 () -	携・勤 ()		-			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等			点数			
					点			
遺失者の同意	拾得者に対して、氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
	電話番号告知の可否 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否							
取扱担当者								

【遺失物が判明しない場合】

※ 当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届出はご本人でお願いします。

連絡先 下野警察署 課 0285-52-0110 (代表)

【遺失物が判明した場合】

※ 拾得者に対し、氏名・住所・電話番号等を告知することに同意している場合、あなたの氏名・住所・電話番号等を拾得者に告知します。(拾得者が権利を放棄された場合は該当しません。)

※ 標記物件の返還後、拾得者にお礼の連絡を取っていただきます。あなたは報労金(相当物品)の支払義務がありますので、お互いに話し合ってください。(当実行委員会は関与できません。)

※ 拾得者には、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲で報労金(相当物品)を受け取ることができる権利について、伝えてあります。

様式第7号

遺失物一覧簿

No.

届出書 受 理 番 号	受理年月日	遺失日時	遺失物件（種類及び数量）		遺失場所	受理処理者	備 考
			現 金	物 品		返還処理者	
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		
	年 月 日	年 月 日 時 分 頃			市		

様式第8号

遺失物受領書

拾得物受理番号	第	号	届出書受理番号	第	号			
拾得日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分							
拾得場所								
拾得者	住所							
	ふりがな							
	氏名							
拾得物件	現金	総額	円					
		内訳	10,000円		枚	100円		枚
			5,000円		枚	50円		枚
			2,000円		枚	10円		枚
			1,000円		枚	5円		枚
	500円			枚	1円		枚	
物品								
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 会長 広瀬 寿雄 様</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>								
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (No.)							
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
返還担当者								

※ 太枠内は、届出者が記入してください。

様式第9号

委任状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所

氏名

委任者との関係

年 月 日

委任者（遺失者）住所

氏名

印

拾得物返還通知書

年 月 日

様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

年 月 日に、あなたから拾得の届け出がありました物件
() は、平成 年 月 日に下記の方に返還いたしました。
あなたには、遺失物法の定めるところにより、下記の方に物件の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金（相当物品）の支払いを請求できます。
下記の方から連絡がありましたら、お互いに話し合ってください。
なお、下記の方には、報労金（相当物品）の支払義務があることを伝えてあります。

記

返還を受けた方（遺失者の同意を得ている事項のみ記載しております。）

住所

氏名

電話 ()

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、当実行委員会の住所・連絡先等の告知について同意するとともに、施設占有者にかかる一切の権利を放棄いたします。

年 月 日

下野警察署長 様

住 所 下野市笹原 2 6 番地
 事務所名 いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
 代表者名 会 長 広瀬 寿雄
 担当者名 事務局
 電話番号 0 2 8 5 - 3 2 - 8 9 2 0

No.	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名, 住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備 考
	現金(内訳)	物 品				
1	円		◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一 切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
2	円		◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一 切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	円×					
	円×					

No.	物件の種類及び特徴		拾得者の氏名, 住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考
	現金(内訳)	物 品				
3	円		◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一 切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
4	円		◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一 切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
5	円		◇氏 名 ◇住 所 ◇電話番号	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権	◇拾得日時 年 月 日 午 時 分 ◇拾得場所 ◇交付日時 年 月 日 午 時 分 ◇交付場所	
	(内訳)			権利放棄		
	円×			<input type="checkbox"/> 一 切 <input type="checkbox"/> 報労金 <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 費用請求権		
	円×			氏名等告知の同意		
	円×			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

審議第5号

いちご一会とちぎ国体下野市保険加入要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）において、開催準備業務並びに開催期間中（以下「大会期間中」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

保険は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、損害保険会社（以下「保険会社」という。）又は社会福祉法人下野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害保険賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものにより分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体及び所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事項

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

大会期間中に実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

（2）傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員、医師、看護師等の大会従事者が、大会期間中等の業務、又は当該業務に従事するために、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故

により、生命及び身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入について必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
 会長 広瀬 寿雄 様

報告者 _____

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住 所
	氏 名
	TEL () -
医療機関	住 所
	名 称 TEL () -
	担当医師
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

審議第6号

いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし実施要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、本市の観光・文化などの多彩な魅力を紹介するとともに、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 観光

ア 大会参加者等に、本市の観光地や物産品、郷土芸能、自然、歴史及び文化等を紹介するため、観光パンフレットを案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

イ 大会参加者等に、本市の多彩な魅力に触れる機会を創出する。

(2) おもてなし

ア 関係機関・団体等の協力を得て、接客意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に必要な研修を行う。

イ 競技会場において、本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を促進する。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしの実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

審議第7号

いちご一会とちぎ国体下野市歓迎装飾実施要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者を温かく迎えるとともに、市民の開催機運醸成と歓迎ムードの高揚を図るため、歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 内容

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、関係機関及び団体等の協力のもと、次のとおり歓迎装飾を実施する。

(1) 装飾場所

競技会場、練習会場及びその周辺道路、主要駅、商店街、まちなか、交通拠点、その他必要と認められる場所に設置し、法令に基づく許可等が必要な場合は、当該法令の定めるところにより所要の手続きをとる。

(2) 装飾内容

歓迎看板、横断幕、懸垂幕、のぼり旗、歓迎プランター等を設置する。ただし、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾を心がける。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾の実施について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

審議第8号

いちご一会とちぎ国体下野市案内所設置要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、観光、宿泊、交通、物産、競技等の案内を行うための案内所の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場受付案内所とする。

3 設置場所

- (1) 総合案内所は、関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。
- (2) 会場受付案内所は、競技会場内に設置する。

4 設置期間

- (1) 総合案内所
関係機関、団体等と協議の上、期間を定める。
- (2) 会場内案内所
競技会の開催期間とする。

5 開設時間

- (1) 総合案内所
午前8時30分から午後5時までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて開設時間を変更することができる。
- (2) 会場受付案内所
競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

6 業務内容

- (1) 総合案内所
 - ア 総合案内所の管理運営に関すること。
 - イ 競技日程、会場等の案内に関すること。
 - ウ 交通アクセスの案内に関すること。
 - エ 観光案内に関すること。
 - オ 配布物の管理に関すること。

カ その他案内業務に関すること。

(2) 会場受付案内所

- ア 会場受付案内所の管理運営に関すること。
- イ 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- ウ 競技案内に関すること。
- エ 交通、宿泊及び観光の案内に関すること。
- オ 障害のある方等への介助誘導に関すること。
- カ 配布物の管理に関すること。
- キ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。
- ク その他案内業務に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

審議第9号

いちご一会とちぎ国体下野市休憩所等設置要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に対し、憩いの場、交流の場を提供するための休憩所等の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

関係機関、団体等と協議の上、競技会場に設置する。

3 設置期間

競技会の開催期間とする。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 業務内容

- (1) 休憩所の運営管理に関すること。
- (2) ドリンクコーナーの設営及び運営管理に関すること。
- (3) 提供品等の検収及び管理に関すること。
- (4) ふるまいに関すること。
- (5) その他休憩所等の管理運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所等設置について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所等設置についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

審議第10号

いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項（案）

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市観光・おもてなし基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

原則として競技会場とする。

3 設置期間

設置期間は、競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、実情に応じて開催期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 出店数、出店位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

出店に必要な設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更することができる。

- (1) テント1張（2間×3間）横幕を含む
- (2) 長机4台
- (3) 椅子4脚

なお、実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会のマスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会実行委員会の使用承認を得てい

るもの。

- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品

下野市の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。なお、農産物、農産加工品、水産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設」という。）において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理を行うものであること。

- (5) 授産施設生産物
- (6) 宅配便
- (7) その他実行委員会が認めるもの

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費のうち、実行委員会が定める額を出店料として負担するものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のアからエに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。

ア 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの

イ 行政機関等

ウ 災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者

エ アからウに掲げる者のほか、実行委員会において特に必要と認める者

- (4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は出店者の負担とする。
- (5) 既納の出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、この限りでない。

9 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 原則として、市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
 - イ 過去の国体において出展実績のある者
 - ウ 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物に係る関係団体等
 - エ 授産施設
 - オ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
 - カ その他実行委員会が認めた者
- (2) 次の条件のいずれも満たす者
- ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
 - エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分歴がないこと。
 - オ 申請書提出時点において、市税（下野市が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - カ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
 - キ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 出店者運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、法令等の基準に従い、保健所の指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
- エ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」、「売店出店概要書（様式第2号）」、「売店従事者及び搬入搬出車両予定表（様式第3号）」、「誓約書兼承諾書（様式第4号）」にその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

12 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときには、本要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請した者を優先して選定し、これによりがたい時は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱い品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

14 保健所への手続き

臨時営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受け取ったときは、速やかに管轄保険所に必要な届出を行い、保健所の受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。
- (3) 実行委員会は、食品関係売店について、保健所の食品衛生監視員による監視指導を、随時受け入れるものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品及び土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) その他、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、区画内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車許可証を、見やすい位置に掲示すること。
- (8) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了すること。
- (9) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (10) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (11) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

- (13) 実行委員会が大会前に開催予定の出店者説明会には必ず出席すること。
- (14) 従業員の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該従業員の本人確認書類を添付すること。
- (15) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会の指示に従うこと。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故等が発生したときは、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部又は関係機関に連絡し、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けていたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) 前3号で掲げるもののほか、実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における米店の設置運営についても、この要項に準じて実施し、競技会の規模に応じて運用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

(あて先)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

売店出店申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内に売店を出店したいので、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第11項の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 出店期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
※原則として、該当する競技開始日から終了日まですべての出店できること。

3 出店希望形態 テント(2間×3間)1張・その他(_____)

- 4 添付書類 (1) 様式第2号~様式第4号
(2) 営業に関する許可申請済書等の写し
(3) 市税の納税(完納)証明書(写し可)
(4) 消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書(写し可)
(納税証明書その3の2(個人用)又はその3の3(法人用))
(5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類
(免許証, パスポートの写しなど公的機関が発行したもの)

※ 出店申請書は, 出店を希望する会場毎に1通ずつ実行委員会へ提出してください。

売店出店概要書

所在地	〒			
商号又は名称				
代表者氏名				
連絡先	[電話]	[FAX]		
出店担当者	[氏名]	[電話]		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください)	国体関連グッズ・スポーツ用品・郷土物産品・飲食物 宅配便・その他()			
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類() ・ 無			
国体等出店実績				
営業開始年月日	年	月	日	従業員数 人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無		過去3年間食中毒発 生事故歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧表 (書ききれない場合は別紙でも可)				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
持込備品一覧 (市実行委員会設営備品以外)				
No.	備品等名称	企画・数量等	持込目的	備考
1				
2				

様式第3号

出店従業員名簿及び搬入車両予定表

会場毎に記入してください。

商号又は名称	
出店希望会場	

1 従業員名簿

責任者等	職名	氏名	備考
出店責任者		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	
		ふりがな	

※ 出店責任者は、備考欄に当日連絡の取れる電話番号を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 車両の種類には、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台ですが、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合にも、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（火気を取り扱う場合は、必ず記入してください。）

備品名	規格等	持込目的

※ 各表の行が不足する場合は、行を増やすか用紙をコピーして提出してください。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____ 印
電話番号 _____

誓約書兼承諾書

いちご一会とちぎ国体の売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ないことを誓約します。

また、誓約内容確認のため、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請に当たり、「いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 3 従業員として、暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間食中毒等における行政処分を受けていません。
- 5 その他資格要件にすべて該当していることに間違いありません。
- 6 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会に異議申し立てをしません。

(連絡担当者)

担当者所属： _____
担当者氏名： _____
電話番号： _____
FAX： _____
E-mail： _____

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

売店許可決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場の売店の出店について、次の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座において、 月 日 () までに出店料の支払いをお願いします。

また、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要項第14項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、 月 日 () までに保健所の収受印が押された許可申請書の写しの提出をお願いいたします。

記

- 1 出店会場 (競技名:)
- 2 出店許可期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
- 3 出店形態 テント ・ その他 ()
- 4 出店料 円
- 5 指定振込口座

【問い合わせ】

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

担当:

電話番号:

FAX:

様式第 6 号

国下実第 号
令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

売店出店許可証

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名 及び氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店設置運営に関しては、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置運営要 項及び関係法令等を遵守すること。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
 会長 広瀬 寿雄 様

申請者住所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者役職名 _____
 及び氏名 _____ 印
 電話番号 _____

売店出店料免除申請書

いちご一会とちぎ国体において、下野市市実行委員会が運営する大会競技会場内における売店出店料について、いちご一会とちぎ国体下野市売店設置要項第8項(3)の規定に基づき申請します。

記

1 出店会場数 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
	行政機関等
	災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 (_____)

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

F A X : _____

E - m a i l : _____

様式第8号

国下実第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
会長 広瀬 寿雄

出店料免除決定通知書

いちご一会とちぎ国体において、下野市実行委員会が運営する大会競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象出店会場数 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○を記入)

	県内の福祉施設及び学校活動等によるもの
	行政機関等
	災害復興支援特産品等を主たる販売品目として出店する者
	その他 (_____)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会
第3回 総務企画専門委員会

参 考 資 料



いちご一会とちぎ国体 開催準備経過について

※ は市関係分

年 度	内 容
2012年度 (平成24年度)	(公財) 栃木県体育協会が平成34年第77回国民体育大会の招致に関する要望書を県、県議会及び県教育委員会に提出
	栃木県議会が国体招致を決議
2013年度 (平成25年度)	栃木県知事・栃木県教育委員会・栃木県体育協会会長の連盟により国民体育大会開催要望書を(公財)日本体育協会及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会が平成34年第77回国民体育大会の栃木県開催を了解(内々定)
2014年度 (平成26年度)	第77回国民体育大会栃木県準備委員会の設立
	第77回国民体育大会栃木県準備委員会において開催基本方針の決定
2015年度 (平成27年度)	第77回国民体育大会開催基本構想の策定
	会場地市町村第2次選定 【サッカー(少年男子)、ハンドボール(全種別)】
2016年度 (平成28年度)	第1次選定、第2次選定12競技の中央競技団体正規視察
	栃木県議会において国民体育大会開催に関する決議
	デモンストレーションスポーツ(キンボールスポーツ)開催希望申請書を栃木県に提出
	デモンストレーションスポーツ第1次選定(キンボールスポーツ)内定通知
	第77回国民体育大会愛称・スローガンの決定 【愛称】いちご一会とちぎ国体 【スローガン】夢を感動へ。感動を未来へ。
	第77回国民体育大会マスコットキャラクターの制定 「とちまるくん」
2017年度 (平成29年度)	栃木県知事、栃木県教育委員会、栃木県体育協会の連盟により国民体育大会開催申請書を(公財)日本体育協会会長及び文部科学省に提出
	(公財)日本体育協会第3回理事会において第77回国民体育大会(本大会)の開催地に栃木県が内定
2018年度 (平成30年度)	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立発起人会
	第77回国民体育大会下野市準備委員会設立総会・第1回総会
2019年度 (令和元年度)	(公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の会期が2022年10月1日～11日に決定
	第77回国民体育大会下野市準備委員会第2回総会及びいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回総会
	(公財)日本スポーツ協会理事会において第77回国民体育大会(本大会)の競技会会期が決定
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回専門委員会
	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第1回常任委員会(専決)
2020年度 (令和2年度)	いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会第2回総会(書面議決)

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、第77回国民体育大会において、下野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 下野市を代表する者
- (2) 下野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名

(2) 副会長 10名以内

(3) 常任委員 40名以内

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は下野市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

- 6 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまにない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規程により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会はその目的が達成されたときに解散するものとする。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補足

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成30(2018)年11月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和元(2019)年8月8日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第77回国民体育大会下野市準備委員会の委員、顧問及び参与である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定によりい

ちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の委員に、第9条第2項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際現に準備委員会の専門委員である者は、この会則の施行の日に、第13条第1項の規定によりいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。

4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第77回国民体育大会」とあるものは「いちご一会とちぎ国体」と「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会総会から 常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること
- 5 広報及び市民協働に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 委員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【委員】 101名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
2	市議会関係	下野市議会	議長	小谷野 晴夫
3		下野市議会	副議長	大島 昌弘
4		下野市議会総務常任委員会	委員長	石田 陽一
5		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	岡本 鉄男
6		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	松本 健一
7		県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長
8	栃木県ハンドボール協会		会長	五十嵐 清
9	栃木県キンボールスポーツ連盟		理事長	田村 孝士
10	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
11	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 俊明
12		下野市スポーツ推進委員会	会長	増渕 進
13		下野市体育協会	会長	野口 俊明
14		下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
15		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増渕 進
16		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	内木 登
17		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
18		株式会社栃木サッカークラブ	代表取締役社長	橋本 大輔
19	学校関係	下野市小学校長会	会長	青木 浩美
20		下野市中学校長会	会長	坂口 修
21		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
22		下野市幼稚園連合会	会長	小倉 康延
23		学校法人自治医科大学	学長	永井 良三
24	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
25		石橋商工会	会長	吉田 宗司
26		宇都宮農業協同組合	代表理事組合長	横松 久夫
27		小山農業協同組合	代表理事組合長	福田 浩一郎
28		下野市青年クラブ協議会	会長	大島 恵太
29		下野市建設業協同組合	理事長	前原 正義
30		下野市造園建設業協同組合	理事長	大橋 久也
31		下野市管工事業協同組合	理事長	吉田 宗司
32		下野市本場結城紬振興協議会	会長	松本 脩
33		下野市立地企業連絡協議会	会長	植草 英一郎
34		株式会社 道の駅しもつけ	取締役支配人	後藤 勲
35		企業組合すがたがわ	代表理事	池田 栄
36		通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社小金井駅	駅長
37	下野・壬生タクシー事業者協議会		会長	荒川 弘幸
38	日本郵便株式会社 下野小金井郵便局		局長	粕谷 竜也
39	東日本電信電話株式会社栃木支店		支店長	長谷部 周彦
40	東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社		支社長	矢島 浩二
41	一般社団法人栃木県バス協会		会長	手塚 基文
42	東京海上日動火災保険株式会社 小山支社		支社長	三浦 信明
43	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
44		一般社団法人栃木県旅行業協会	会長	國谷 一男
45		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
46		下野市食生活改善推進員協議会	会長	佐藤 とよ子
47		下野市農村生活研究グループ協議会	会長	伊澤 和江
48		小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
49		国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
50		南河内食品衛生協会	会長	須藤 好章

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
51	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
52		一般社団法人小山歯科医師会	会長	手束 公一
53		一般社団法人小山薬剤師会	会長	山田 利信
54		公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	支部長	野本 史子
55		日本赤十字社栃木県支部下野市地区	地区長	広瀬 寿雄
56		自治医科大学附属病院	病院長	佐田 尚宏
57		医療法人社団友志会石橋総合病院	理事長	正岡 太郎
58		医療法人小金井中央病院	理事長	田中 昌宏
59	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	消防長	須田 実
60		下野市消防団	団長	倉井 茂樹
61		交通安全協会下野支部	支部長	奥田 勉
62		下野地区防犯協会連合会	会長	広瀬 寿雄
63		下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
64		下野市女性防火クラブ	会長	海老原 新子
65	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
66		下野市国内交流協会	会長	川俣 一由
67		下野市国際交流協会	会長	伊沢 一郎
68		社会福祉法人下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
69		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	菊地 将尚
70		下野市PTA連絡協議会	会長	阿部 憂子
71		下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
72		下野市緑化推進委員会	会長	川俣 一由
73		下野市文化協会	会長	中川 賢一
74		一般財団法人 グリムの里いしばし	理事長	伊澤 勝彦
75		下野市民生委員児童委員協議会	会長	渡邊 欣有
76		下野ライオンズクラブ	会長	田村 友輝
77		石橋ライオンズクラブ	会長	横田 敏弘
78		下野市身体障害者福祉会	会長	山本 隆
79		下野市ボランティア連絡協議会	会長	海老原 新子
80		下野市健康推進員協議会	会長	上野 文夫
81	報道関係	日本放送協会宇都宮放送局	局長	村木 優実子
82		株式会社産経新聞社宇都宮支局	支局長	鈴木 憲司
83		株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
84		株式会社テレビ朝日宇都宮支局	支局長	小平 和英
85		東京新聞宇都宮支局	支局長	蒲 敏哉
86		ケーブルテレビ株式会社	代表取締役	高田 光浩
87		株式会社とちぎテレビ	代表取締役社長	黒内 和男
88		株式会社栃木南部よみうり	営業部長	尾池 護
89		株式会社朝日新聞社宇都宮総局	総局長	向井 貴之
90		株式会社毎日新聞社宇都宮支局	支局長	青木 英一
91		株式会社読売新聞社小山支局	支局長	林 栄太郎
92	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
93		下野市教育委員会	教育長	池澤 勤
94		下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
95		下野市総務部	部長	梅山 孝之
96		下野市市民生活部	部長	山中 利明
97		下野市健康福祉部	部長	手塚 均
98		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
99		下野市建設水道部	部長	瀧澤 卓倫
100		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
101		下野市教育委員会事務局	教育次長	清水 光則
102		下野市	会計管理者	所 光子
103		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 顧問・参与

(順不同・敬称略)

【顧問】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
104	県議会関係	栃木県議会	議員	高山 和典

【参与】 23名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
105	市議会関係	下野市議会	議員	秋山 幸男
106	市議会関係	下野市議会	議員	石田 陽一
107	市議会関係	下野市議会	議員	岡本 鉄男
108	市議会関係	下野市議会	議員	松本 賢一
109	市議会関係	下野市議会	議員	大島 昌弘
110	市議会関係	下野市議会	議員	坂村 哲也
111	市議会関係	下野市議会	議員	伊藤 陽一
112	市議会関係	下野市議会	議員	五戸 豊弘
113	市議会関係	下野市議会	議員	貝木 幸男
114	市議会関係	下野市議会	議員	石川 信夫
115	市議会関係	下野市議会	議員	相澤 康男
116	市議会関係	下野市議会	議員	奥田 勉
117	市議会関係	下野市議会	議員	中村 節子
118	市議会関係	下野市議会	議員	高橋 芳市
119	市議会関係	下野市議会	議員	小谷野 晴夫
120	市議会関係	下野市議会	議員	磯辺 香代
121	市議会関係	下野市議会	議員	村尾 光子
122	市教育委員	下野市教育委員会	委員	永山 伸一
123	市教育委員	下野市教育委員会	委員	佐間田 香
124	市教育委員	下野市教育委員会	委員	熊田 裕子
125	市教育委員	下野市教育委員会	委員	石嶋 和夫
126	国・県関係	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 国分寺出張所	出張所長	松村 光雄
127	国・県関係	下野警察署	署長	篠原 勝弘

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 役員

(順不同・敬称略)

【会長】 1名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	下野市	市長	広瀬 寿雄

【副会長】 7名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	議長	小谷野 晴夫
2	産業・経済関係	下野市商工会	会長	長 光博
3		石橋商工会	会長	吉田 宗司
4	スポーツ関係	下野市体育協会	会長	野口 俊明
5	社会团体関係	下野市自治会長連絡協議会	会長	川俣 一由
6	市関係	下野市	副市長	山中 庄一
7		下野市教育委員会	教育長	池澤 勤

【常任委員】 33名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	下野市議会	副議長	大島 昌弘
2		下野市議会総務常任委員会	委員長	石田 陽一
3		下野市議会経済建設常任委員会	委員長	岡本 鉄男
4		下野市議会教育福祉常任委員会	委員長	松本 健一
5	県競技団体	公益社団法人 栃木県サッカー協会	会長	星野 務
6		栃木県ハンドボール協会	会長	五十嵐 清
7		栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
8	スポーツ関係	下野市スポーツ推進審議会	会長	野口 俊明
9		下野市スポーツ推進委員会	会長	増淵 進
10		NPO法人夢くらぶ国分寺	理事長	増淵 進
11		NPO法人元気ワイワイ南河内	理事長	内木 登
12		NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
13	学校関係	下野市小学校長会	会長	青木 浩美
14		下野市中学校長会	会長	坂口 修
15		栃木県立石橋高等学校	校長	瀬端 徹
16	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
17		一般社団法人栃木県バス協会	会長	手塚 基文
18	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	会長	広瀬 寿雄
19		石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
20	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	支部長	佐藤 慎
21	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	会長	上野 友彦
22	社会团体関係	社会福祉法人 下野市社会福祉協議会	会長	小口 昇
23		下野市子ども会育成会連絡協議会	会長	菊地 将尚
24		下野市PTA連絡協議会	会長	阿部 憂子
25	報道関係	株式会社下野新聞社下野支局	支局長	野村 明敏
26	市関係	下野市総合政策部	部長	小谷野 雅美
27		下野市総務部	部長	梅山 孝之
28		下野市市民生活部	部長	山中 利明
29		下野市健康福祉部	部長	手塚 均
30		下野市産業振興部	部長	栃本 邦憲
31		下野市建設水道部	部長	瀧澤 卓倫
32		下野市議会事務局	局長	谷田貝 明夫
33		下野市教育委員会事務局	教育次長	清水 光則

【監事】 2名

No.	選出区分	所属機関・団体名及び役職	役職	氏名
1	市関係	下野市	会計管理者	所 光子
2		下野市	代表監査委員	大久保 武

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会会則（平成30（2018）年11月12日施行）第13条第3項の規定に基づき、いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからいちご一会とちぎ国体下野市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31(2019)年2月4日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和2年3月18日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関する こと。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設の整備に関すること。 4 情報通信に関すること。 5 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 消防・警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項 のうち、事業の実 施に関すること。

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	スポーツ関係	下野市体育協会	会長	野口 俊明
2	スポーツ関係	株式会社栃木サッカークラブ	運営部ホームタウン	赤井 秀行
3	学校関係	下野市小学校長会	薬師寺小学校長	海老原 忠
4	学校関係	下野市中学校長会	国分寺中学校長	石崎 雅也
5	学校関係	栃木県立石橋高等学校	教頭	小林 崇宏
6	学校関係	下野市幼稚園連合会	野ばら幼稚園園長	佐藤 麻矢子
7	学校関係	学校法人自治医科大学	総務部長	藤田 康幸
8	産業・経済関係	下野市商工会	副会長	野田 善一
9	産業・経済関係	石橋商工会	理事	小堀 義美
10	産業・経済関係	宇都宮農業協同組合	南河内営農経済センター長	坂入 宏一
11	産業・経済関係	小山農業協同組合	北部営農支援センター長	小林 裕二
12	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡
13	社会団体関係	下野市自治会長連絡協議会	副会長	渡邊 欣宥
14	社会団体関係	下野市国内交流協会	監事	本橋 保夫
15	社会団体関係	下野市国際交流協会	副会長	黒須 重光
16	社会団体関係	下野市社会福祉協議会	事務局次長兼総務課長	角田 充仙
17	社会団体関係	下野市子ども会育成会連絡協議会	副会長	杉浦 伸介
18	社会団体関係	下野市PTA連絡協議会	理事	渡邊 喜正
19	社会団体関係	下野市老人クラブ連合会	会長	山田 博
20	社会団体関係	下野市文化協会	副会長	高橋 佳枝
21	社会団体関係	下野市ボランティア連絡協議会	会計	福田 白
22	市関係	総合政策部総合政策課	課長	福田 充男
23	市関係	総合政策部市民協働推進課	課長	根本 宣明
24	市関係	健康福祉部社会福祉課	課長	木村 一枝
25	市関係	健康福祉部こども福祉課	課長	仙頭 明久

総務企画専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
26	市関係	健康福祉部高齢福祉課	課長	長塚 章
27	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄
28	市関係	産業振興部商工観光課	課長	伊澤 巳佐雄
29	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一
30	市関係	教育委員会事務局生涯学習文化課	課長	篠崎 正代
31	市関係	教育委員会事務局文化財課	課長	山口 耕一

競技式典専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	県競技団体	公益社団法人栃木県サッカー協会	理事	福田 治
2	県競技団体	栃木県ハンドボール協会	副理事長	岸 裕行
3	県競技団体	栃木県キンボールスポーツ連盟	理事長	田村 孝士
4	市競技団体関係	下野市サッカー協会	会長	吉澤 賢一
5	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	顧問	梁島 耕治
6	スポーツ関係	下野市スポーツ推進委員会	副会長	松山 裕
7	スポーツ関係	下野市体育協会	副会長	金島 真
8	スポーツ関係	下野市スポーツ少年団	本部長	大山 茂
9	スポーツ関係	NPO法人夢くらぶ国分寺	理事	増山 裕子
10	スポーツ関係	NPO法人元気ワイワイ南河内	事務局長	熊谷 美里
11	スポーツ関係	NPO法人グリムの里スポーツクラブ	理事長	金田 幸子
12	学校関係	栃木県立石橋高等学校	地域連携教員	針谷 勉
13	学校関係	学校法人自治医科大学	教授	板井 美浩
14	市関係	総合政策部総合政策課	課長	福田 充男
15	市関係	教育委員会事務局教育総務課	課長	近藤 善昭
16	市関係	教育委員会事務局学校教育課	課長	田澤 孝一

宿泊衛生専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	宿泊・観光関係	一般社団法人下野市観光協会	事務局長	山内 隆匡
2	宿泊・観光関係	石橋飲食旅館料理組合	組合長	青木 保雄
3	宿泊・観光関係	下野市食生活改善推進員協議会	副会長	齋藤 好子
4	宿泊・観光関係	下野市農村生活研究グループ協議会	顧問	菊地 百合子
5	宿泊・観光関係	小山食品衛生協会石橋支部	支部長	阿部 澄夫
6	宿泊・観光関係	国分寺食品衛生協会	会長	篠崎 哲夫
7	宿泊・観光関係	南河内食品衛生協会	顧問	早川 進
8	医療関係	一般社団法人小山地区医師会下野支部	—	都丸 高志
9	医療関係	一般社団法人小山歯科医師会	副会長	黒田 裕之
10	医療関係	一般社団法人小山薬剤師会	理事	塩野入 洋
11	医療関係	公益社団法人栃木県看護協会小山地区支部	助産師	渡部 睦美
12	市関係	市民生活部環境課	課長	坂本 秀夫
13	市関係	健康福祉部健康増進課	課長	近藤 和行
14	市関係	産業振興部農政課	課長	野口 範雄
15	市関係	産業振興部商工観光課	課長	伊澤 巳佐雄

輸送交通専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会	
			役職	氏名
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 小金井駅	駅長	江面 貴之
2	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸
3	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	専務理事	小矢島 応行
4	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	警防課長	鯉沼 崇
5	警備・消防関係	下野市消防団	副団長	小平 友一
6	警備・消防関係	交通安全協会下野支部	支部会計	蓬田 英夫
7	警備・消防関係	下野地区防犯協会連合会	理事	直井 満
8	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	副会長	茂呂 昭雄
9	警備・消防関係	下野市女性防火クラブ	副会長	五月女 豊子
10	国・県関係	国土交通省関東地方整備局宇都宮 国道事務所国分寺出張所	出張所長	松村 光雄
11	国・県関係	下野警察署	交通課長	小島 悟
12	市関係	市民生活部安全安心課	課長	直井 満
13	市関係	建設水道部建設課	課長	保沢 明

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合計画

いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）の成功に向け、下野市民の元気と力を集結し「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現につながる国体を目指し、下野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国体を一過性のものとせず、スポーツを通じてまちづくりの好循環につながる国体とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる国体を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、参加した選手をはじめ、国体に関わった人々を通じて下野市の豊かな自然や観光、文化など多彩な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが国体開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加する機運の醸成を図るとともに、市民総参加のもと一丸となって国体を盛り上げていくことにより、国体終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

(5) 観光・接伴

選手・監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、下野市の観光・文化など多彩な魅力を紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなどあらゆる手段を講じながら効率的に整備する。

(7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存市有施設の有効活用に努めることを前提としながら、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、下野市を訪れるすべての方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、大会参加者が最良のコンディションで十分に活躍できるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、国体に携わるすべての方々が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫体制及び医療救護体制を確立する。

(11) 輸送・交通

下野市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努める。併せて、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他国体関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時の緊急対策について万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携しながら、消防防災・警備体制の確立を図る。

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)
主要行事		日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察 大会開催・会期決定		リハーサル大会開催 中央競技団体視察	第77回国民体育大会 開催 第22回全国障害者 スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会 設立発起人会開催 準備委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催	国体準備室(仮) (4月) 第2回準備委員総会・ 第1回実行委員会総会 開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会 設置・開催 競技式典専門委員会 設置・開催 宿泊衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通専門委員会 設置・開催 庁内推進本部 設置・開催	第2回実行委員会 総会開催	第3回実行委員会 総会開催	第4回実行委員会 総会開催
①総務企画 ②財 務	開催推進総合計画 策定・進行管理		大会運営ガイドライン 策定 協賛取扱要項策定 リハ大会経費検討 大会経費予算検討	大会実施本部運営 マニュアル作成 協賛の推進 リハ大会予算 執行・決算 大会予算編成	大会予算 執行・決算 大会用 識別用品整備 遺失物・拾得物 取扱実施 大会保険加入
③広 報		広報基本計画策定 広報 アクションプラン策定 広報啓発活動の推進 実行委員会ホーム ページ開設準備 大会報告書編成 方針決定	実行委員会ホーム ページ開設・運営	実行委員会ホーム ページ運営	大会報告書作成
④市民活動		市民運動基本計画策定 市民運動 アクションプラン策定 ボランティア募集等 の検討 ボランティア募集 要項策定	市民運動 アクションプラン実施 リハ大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集	大会ボランティア 業務計画策定 ボランティア募集・ 研修会開催 リハ大会 ボランティア配置	大会ボランティア配置
⑤観光・ おもてなし		観光・おもてなし 基本計画策定	観光・おもてなし 実施要項策定 総合案内所 設置要項策定 休憩所等 設置要項策定 売店 設置要項策定 歓迎装飾実施要項策定	ガイドブック・観光ガイド マップ作成検討 リハ大会 総合案内所設置 リハ大会 休憩所等設置 リハ大会 売店設置	ガイドブック・観光ガイド マップ配布 案内所設置 休憩所等設置 売店設置 歓迎装飾実施
国体開催県	福井県	茨城県	鹿児島県	重慶	栃木県

第5回実行委員会解散総会

大会決算書

第77回国民体育大会開催

大会報告書

総務企画専門委員会

いちご一会とちぎ国体下野市開催推進総合年次計画【年度別業務】

年度	2018年度(4年前)	2019年度(3年前)	2020年度(2年前)	2021年度(1年前)	2022年度(開催年)
⑥競技	競技式典専門委員会	競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
				競技日程・組合せ表(案)作成	組合せ抽選会実施
		競技用具整備計画検討	競技用具整備計画策定	競技用具整備	
			競技役員等編成(案)作成	競技役員等編成決定・委嘱	
			競技会係員・補助員編成計画策定	競技会係員・補助員編成決定及び養成	競技会係員・補助員の委嘱
		リハ大会開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項策定		
		練習会場地案作成	練習会場協力依頼	練習会場借用依頼	
			デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項策定	デモスポ開催
	情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項策定	臨時通信施設架設設置		
⑦式典		式典基本計画策定	式典実施要項策定	各競技会開始式・表彰式の実施	
		炬火イベント実施計画策定	炬火イベント実施要項策定	炬火イベント実施	
⑧施設		施設整備基本計画策定	リハ大会会場設営仕様書作成	リハ大会会場設営	
			大会会場設営仕様書作成	大会会場設営	
	競技施設整備の実施				
⑨宿泊		宿泊基本計画策定	リハ大会宿泊要項作成	大会宿泊要項作成	大会宿泊本部設置
		第一次仮配宿シミュレーション	第二次仮配宿シミュレーション	第三次仮配宿シミュレーション	大会配宿実施
			リハ大会弁当調達要項作成	大会弁当調達要項作成	大会弁当調達
⑩医事衛生	宿泊衛生専門委員会	医事衛生基本計画策定			
		医療救護対策要項策定	医療救護対策実施要領策定	救護所設置計画策定	大会救護所設置
			リハ大会対策救護所設置計画策定	リハ大会救護所設置	
		感染症(防疫)対策要項策定	感染症(防疫)対策要領策定	防疫対策実施計画策定	医事衛生本部設置
		食品衛生対策要項策定	食品衛生対策要領策定	食品衛生対策実施計画策定	
		環境衛生対策要項策定	環境衛生対策要領策定	環境衛生対策実施計画策定	
		廃棄物処理計画策定	廃棄物処理実施		
⑪輸送交通	輸送交通専門委員会	輸送交通基本計画策定	リハ大会輸送計画策定	リハ大会計画輸送実施	
		輸送業務実施要項策定	計画輸送シミュレーション	会場地輸送計画策定	輸送本部設置
		輸送計画等調査			
		交通対策業務実施要項検討	交通対策業務実施要項策定		
⑫消防警備	消防警備専門委員会	消防防災・警備業務基本計画策定	消防防災・警備業務実施要項策定	大会自主警備計画策定	消防警備本部設置
			リハ大会消防警備計画策定	リハ大会消防警備本部設置	

第77回国民体育大会開催

国体開催県

福井県

茨城県

鹿児島県

三重県

栃木県